

地域をつくる市民を応援する共同募金への転換

中央共同募金会企画・推進委員会 答申 目次

はじめに

はじめに	1
企画・推進委員会からのメッセージ	3

共同募金改革の主旨

1. 改革の背景(なぜ共同募金改革が必要なのか)	4
--------------------------	---

「地域をつくる市民を応援する共同募金」への転換

1. 「地域をつくる市民を応援する共同募金」への転換	7
2. 全国キャンペーンの展開～地域、都道府県、全国の役割と連携	11
3. 災害時にも地域を支える共同募金の役割の発揮	13

組織改編と機能強化

1. 市民参加の「市町村共同募金委員会」の設置	15
2. 都道府県共同募金会の機能強化	22
3. 中央共同募金会の機能強化	27
4. 人材の育成	31
5. 災害時の被災者支援・防災活動の充実と強化	33

改革における連携

1. 共同募金会と社会福祉協議会との連携	36
2. 共同募金会とNPOとの連携	39
3. 共同募金会と企業等との連携	42

周辺整備

1. 共同募金に関わる現行制度と改正検討事項	45
------------------------	----

改革の工程表

1. 改革の工程表	48
-----------	----

資料

1. 改革の方向性(素案) - 企画・推進委員会中間報告	50
2. 委員会設置趣旨、委員名簿、協議の経緯、諮問書、答申書	58

はじめに

当企画・推進委員会(以下、「委員会」と略す。)は、共同募金創設60年を契機とした、これからの共同募金のあり方について、中央共同募金会会長から諮問を受けました。

協議にあたっては、共同募金にこう変わってほしいという未来象・将来像を描くことから今日の共同募金の抱える課題を見つめなおす形ですすめてきました。昨年5月には、中間報告として「素案」を提案し、共同募金関係者をはじめとして、各界のみなさまからさまざまなご意見、ご提案をいただき、双方向性のやりとりを行いました。

これらの意見交換を踏まえまとめたものが今回の答申です。

この答申は、共同募金改革のあくまでも出発点であることをまず確認しておきたいと考えています。答申を社会に対し広く発信することによって、共同募金関係者と市民との風通しが一層よくなっていくことを期待しています。関係者のとりくみと市民側からの提案や参加の双方向性をもてる関係づくりが契機となって、共同募金改革への歩みが始まるものと確信しているからです。

とりまとめの過程で、改革の考え方の土台の部分に“参加性”を挙げるのは、共同募金は、これまで60年以上にわたって国民の信頼を得て、社会に根づいてきた社会的な「公器」と考えられるからです。いわば地域社会における「市民の共有財産」として成長してほしいと願っているからです。

委員会では今回の答申を「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」と題しました。「市民の共有財産」の具体化に向けて、この題名にこめた共同募金の役割について次のように考えました。

- (1) 地域をつくる市民を応援する役割
- (2) 全国的な共通性、統一性をもったキャンペーンを実施し、多様な課題を市民に対して提案・啓発する機能を強化し、課題の解決を図っていく役割
- (3) 不時の災害にも即応していく役割

他方、共同募金は、社会福祉法、寄付税制等制度に位置づけられた民間の運動です。とくに、共同募金会が税制上優遇措置を受けている内容は、法人税法上の全額損金算入、所得税法および地方税法上の定額控除など、わが国の民間団体としての同様の優遇措置を受けている稀少な団体です。制度化された共同募金事業である限り、都道府県ごとの特性は尊重しつつ、全国のどの県であれ、どの地域であれ、寄付者や市民が共同募金運動へ参加できる共通のしくみをつくる必要があります。

共同募金が、社会的な公器として、あるいは市民の共有財産として成長していくためには、市民の参加の保障、透明性など、組織運営の充実、地域で展開する組織の明確な位置づけ、市民に対する啓発・提案の充実など、さまざまなとりくみの過程を経たうえで達成されうる目標と考えています。

はじめに

今回の答申は、こうした改革への出発点と位置づけたうえで、協議のまとめとして整理したものです。

わが国において、半世紀以上にわたり続いてきた共同募金というしくみを、今後新たに創設することには、多くの困難が伴います。だからこそ、多くの市民の「宝物」としての共同募金に大きく脱皮を図ってほしい、という願いのもとに、今回の答申がまとめられたことを付記します。

平成19年5月16日

中央共同募金会 企画・推進委員会

企画・推進委員会からのメッセージ

- 1 答申の構成は、第1章にて共同募金の改革の考え方について整理し、第2章以降で具体的な提案内容などについて、章ごと、あるいは項ごとに整理しました。
- 2 それぞれの章の冒頭には、「私たち市民が期待すること」を置いています。
これは、委員会委員が市民の立場から考えて共同募金改革への提案のポイントとその章の要約を整理したものです。
- 3 第6章の「改革の工程表」は、第5章までの各種提案事項のなかで、委員会として、共同募金会がとりくむべき改革の必須事項を再整理し、掲載しています。いずれも、今回の提言の核となる事項で、全国共通で、都道府県共同募金会ならびに中央共同募金会における今後のとりくみが急がれる事項です。
こうした、改革の必須事項についての具体的な手法や留意点などについては、今後、中央共同募金会に設置されている「共同募金改革プロジェクト会議」等により早急なとりまとめが必要となります。
- 4 たとえば「歳末たすけあい」など、今回の答申に盛り込めなかった事項については、今後順次提案していくこととします。
- 5 答申においても指摘しているとおり、共同募金の社会的な責任をフォローアップしていくためにも、内部的な評価体制を作るとともに共同募金改革を外部から評価していくことが大事なことだと考えます。
この答申の提案後、改革のとりくみの推進状況について、企画・推進委員会に「評価委員会」的な組織を設けて、点検していく体制を中央共同募金会に期待するところです。

§ 1

改革の背景(なぜ共同募金改革が必要なのか)

(1)人口減少社会における地域のありようとは

わが国は、少子高齢化により人口減少社会を迎えた。このことは、地方への分権化と市町村合併等の地方制度改革の進行も相まって、従来の過密と過疎といった考え方だけでは対応しきれないほど、地域のありようが著しく変容していくことにつながる。

40数年後には、日本の人口は1億人を割り、約8,000の集落が消滅するといわれている。この現象は、地球上ではじめての経験になるといわれている。

さらに、世帯の動向で見たときには、一人暮らし世帯、とりわけ、高齢世帯の増加が顕著になり、人口構成で見ると、高齢者数は3,000万人を超える時代が目前にある。

人口が減少しても地域社会が存続するポイントは、広い意味での福祉にあるといわれている。人と人のつながりや交流等が活発な地域ならば、地域社会は存続し、経済的にもある程度成り立っていく。経済的な生産性が高い人材だけでなく、いろいろなことができる人びとを増やしていくことが、人口が減っても社会を存続できる大きなポイントになると考えられる。

人口減少の社会のなかで、すべての人がつつがなく生活ができるようなしくみを今すぐつくりあげていく必要がある。共同募金が、その財源の一つとして活かされるよう、改革の方向性を定めることが重要である。

一方で、所得をはじめとしたさまざまな格差が生まれ、富の偏在が著しい社会を迎えようとしている。こうした社会の変化は、人々の意識の変化としても現れてきている。未成年者の犯罪の増加、日々の暮らしのなかでのモラル低下など、漠然とした不安を抱えながら、日々生活する市民が増え始めている。

さらに、数年のうちには、いわゆる団塊世代の地域の諸活動への参加が進むものと考えられる。

(2)地域をつくる市民を応援することとは(地域の変容と地域福祉の考え方)

こうした地域のありようが著しく変容するなかで、本格的な地域福祉の展開と充実が急務とされている。

共同募金が対象としていきたい地域福祉とは、「地域に住んでいる人びとが中心となり、今の生活を継続させることや、崩壊しつつある地域の社会関係の維持回復を図るような地域の課題に応える福祉サービスや活動」といった幅広い視点からとりくむ活動である。

共同募金会では、こうした活動に注目し、推進する役割を市民とともに果たしていきたい。市民が応援

し、参加をしようとするような活動を、ともに地域で探し、また、こうした活動を開発し、それらを徹底して評価することが大切と考える。

また、地域の資源を最大限活用し、地域社会を支える拠点的な機能をもつ活動にもっと着目し、市民とともにこれを推進する役割を共同募金が果たしていくことが必要である。

このような「地域福祉型」の福祉サービスを地域に創りだし、支えていくことが地域福祉推進の課題である。分権化の流れから自治体を中心とする福祉が重要になるが、地域福祉サービスの提供主体が市町村段階から人口2～3万といった日常生活圏域に移り、より規模の小さな地域密着型サービスを整備することが目指されるようになってきている。

こうした日常生活圏で市民による地域の福祉がつくられ、運営されていく。こうした市民の意識と活動をどう育てていくかが、とても大きな課題である。そして、それこそが共同募金会の使命である。

今後、地域で安心して暮らしていくためには、公的・制度的なものの整備だけではなく、制度にはないけれども市民が参加して、地域にとって欠かせない活動をつくっていくことがますます求められる。

共同募金は、その大きな力になるべきである。

(3)なぜ、共同募金改革が必要なのか

社会的な変容のもと、今後、寄付の重要性はますます高まるだろう。それに伴い地域の資金ニーズに対応できる募金額の増加が求められる。

共同募金の目的が「地域福祉の推進」と法制度上位置づけられたことや、助成の対象分野がNPOなどにまで広がったことは、本格的な変革への契機である。時代の要請にあわせ、大きく飛躍することが共同募金に求められている。

共同募金事業は、憲法89条の規定とも相まって社会福祉における公私分離を背景に、民間の社会福祉事業の育成・発展のために創設されたという経緯がある。

市民参加による地域福祉を進める団体が増えてきた今こそ、共同募金の本領を発揮するチャンスである。民間の活動は、民間が育て、活性化させるしくみをつくり、それを共同募金も担っていく必要がある。

しかしながら、共同募金関係者がまず認識すべきことは、この10年あまりの間、毎年募金実績額が、対前年度比較で3～4%減少している状況である。このまま10年経過すると大変な落ち込みとなることは明らかである。

こうした減少傾向の中、構造的な問題や募金のしくみ自体の課題解決が待たなしの状態を迎えている。構造的な問題のなかでもとりわけ、組織運営面の弱体化が共同募金としての機能低下を含め、募金の減少化に拍車をかけている。

その一例として、募金減少に伴う運営経費の縮小により、都道府県共同募金会の有給職員数が減少してきている。1募金会あたりの平均職員数が3名から4名では、社会福祉法人業務の執行に影響を及ぼす可能性もある。さらに、比較的短期間で退職する他機関出身の常務理事・事務局長が増加している一方で、職員の異動や人事交流が少なく人事が固定化している現状がある。これでは変化に対応できる改革のエネルギーを期待することは容易ではない。しかしながら組織運営の改善にとりくむことが急務

である。

共同募金関係者は、共同募金というしくみが社会に承継してゆくべき重要な国民の共有財産であること、そして、「公器」であることを改めて認識しなくてはならない。市民に対して共同募金への参加と参画を促しつつ、改革に積極的にとり組み、共同募金の基盤を確固たるものにしてゆくことが何よりも求められている。まさにこのことが、今、社会から共同募金関係者に課せられた責務なのである。

わが国の寄付文化を考えると、募金の一部を事務経費に充てることに抵抗感をもつ市民は極めて多いものと想像される。一人ひとりの寄付を効果的に活かすためには、適切な事務執行が伴うことは当然である。わが国にさらなる寄付文化を定着させていくために、共同募金の基盤整備の一つとして、さまざまなとり組みについて市民の理解や共感を広げるなかで、事務経費についての理解を浸透させていく努力が必要である。

§ - 1

「地域をつくる市民を応援する共同募金」 への転換

【私たち市民が期待すること】

地域の再生に向けて、私たち市民が自治力を高め、信頼感に基づいたネットワークを創り出す必要があります。

そのためには、自分たちで課題を見つけ、自分たちも関わりながら、地域を形成していくことが期待されています。共同募金は、こうした自分たちの手で地域をつくっていく市民を支援するための資金へと転換することが求められます。

地域の福祉を市民と共に育て、形成していく役割を共同募金果たしていくためには、地域の課題解決に向けた助成計画を市民参加で策定し、その計画に基づいた助成を行うことが大切です。

そのためには、共同募金のしくみ自体を、市民が集めて市民が使うといった寄付と助成が循環していくサイクルに転換する必要があります。

近年の福祉の課題をみると、たとえば、ひとり暮らしやひとり親家族などで社会的な孤立状態にあるケースが増えている。また、子ども虐待などの社会的な、あるいは地域固有の多様な課題が顕在化し、それが拡大する傾向にある。

一方で、地域の活動の担い手も、社会福祉法人に加えて、NPOやいわゆる団塊世代などが注目され、それらへの期待が高まってきている。

こうした状況のなか、共同募金の目的とされている「地域福祉の推進」を具体化していくには、どうしたらよいのだろうか。地域福祉の推進とは、単に申請を受け付け、審査し、配分をすることではなく、地域で活動を行っている人びと、課題を抱える人びとなどをはじめとして、市民が主体的に参加し、地域の課題を共有し、その解決の糸口としての活動を育て、定着させていくことである。そのために、地域にある多様な団体間のつながりを、資金を媒介にしてつくっていくことである。これを具体化していく方策が後述の「市町村共同募金委員会」の設置であったり、全国や県単位のキャンペーンといった手法の展開である。

市民とともに当事者主体により、助成へのプロセスを共有し、地域の福祉を推進していくとくみに、共同募金関係者の考え方や活動を転換していくことが求められている。

提 言

(1) 自分たちの地域をつくるさまざまな資金等の効果的な活用

これからの共同募金の機能として、資金をはじめとした資源の調整機能の充実があげられる。この場合の調整とは、地域の良質な資源(人・モノ・資金)を拡大し、課題解決のための共通の土台づくりを

担う機能である。つまり、共同募金は地域開発資金的な面を強化し、機能していく。こうした機能を形成していくためには、新たに寄付者層を広げ、ネットワーク化していく働きを強める必要がある。

さらには、青少年の地域への社会貢献活動の一環となりうる活動(プログラム)の開発も視野におく必要がある。

(2) 助成金の意味合いを、有形無形の「生産」のための資金的性格へ転換

助成の成果や評価の視点をもつ必要がある。

助成金を備品購入など、単なる消費のための資金にとらえるのではなく、その活動が助成を受けることで、新たなつながりやネットワークを構築できたのか、あるいは次のステップの活動を生みだす芽が生まれたのかなどといった視点を持ち、評価していくということである。

(3) 地域の課題の解決に向けた共同募金機能の活用

地域には、制度のはざまとなっている課題が数多く生じている。

共同募金においても、全国的、世界的に広くとりくむべき課題、普遍化すべき課題を把握し、重点的な助成テーマを定めて、重点的にキャンペーンとして展開することで、解決へのとりくみを明確にしていく。また、社会的ニーズのアセスメント機能の強化も大切である。

さらに、地域固有で解決し得る課題については、市民の理解を促し、課題解決への共有化を図る。

実現に向けた手段

(1) 運動体としての機能の強化

ネットワーク形成や提案・啓発型の機能を高め、いきいきと活動できるよう、以下のような「運動体」としての性格を強める。

地域の再生に向けて市町村組織の機能を強め、地域型の運動体としての活動の強化

先駆的活動の支援、あるいは社会的課題解決に向け、都道府県・全国レベルで行うキャンペーン型の運動体としての活動の強化

(2) 寄付と助成が循環していくサイクルへの転換

市民が集め、市民が使うための資金源となることで、共同募金への市民の参加度を高め、地域の中で寄付と助成が循環していくサイクルに転換する。

これは、活動を行っている人びとや課題を抱える人びとなど当事者をはじめとして、その地域に住む市民が主体的に参加し、何かその地域の課題なのかを共有し、それを解決するための活動を育て、定着させ、地域の多様な団体間のつながりを資金を媒介にしてつくっていくことである。

この際、募金活動を行う人も、助成を受け活動する人も、寄付をする人も誰もが参画できる場を設けることから、以下のような循環の具体的なしくみづくりをしていくことが期待される。

地域の資金ニーズの把握方法、広範囲に市民が関わる方法を確立し、助成の際の計画に反映

させる。

助成の際の計画策定を基本におきつつ、緊急な課題にも即応できるしくみを並立させる。

用語面では「配分」から「助成」へと変更する。この答申では、「割り当てで配る」という意味をもつ「配分」という言葉から、「活動の実施のために経済的に援助する」という意味をもつ「助成」に変更する。

また、従来 of 助成の過程では、活動ごとに個別の対応となり、全体としての方向性が見えにくかったが、今後は、地域の課題解決に向けたプログラムに基づくしくみに転換していく。

また、個々の市民の生活スタイルにそった寄付のしくみを考え、寄付が集まりやすい環境整備を図る。

寄付のためのプログラムを多様に設ける(共同募金のほか冠基金、遺贈等)。

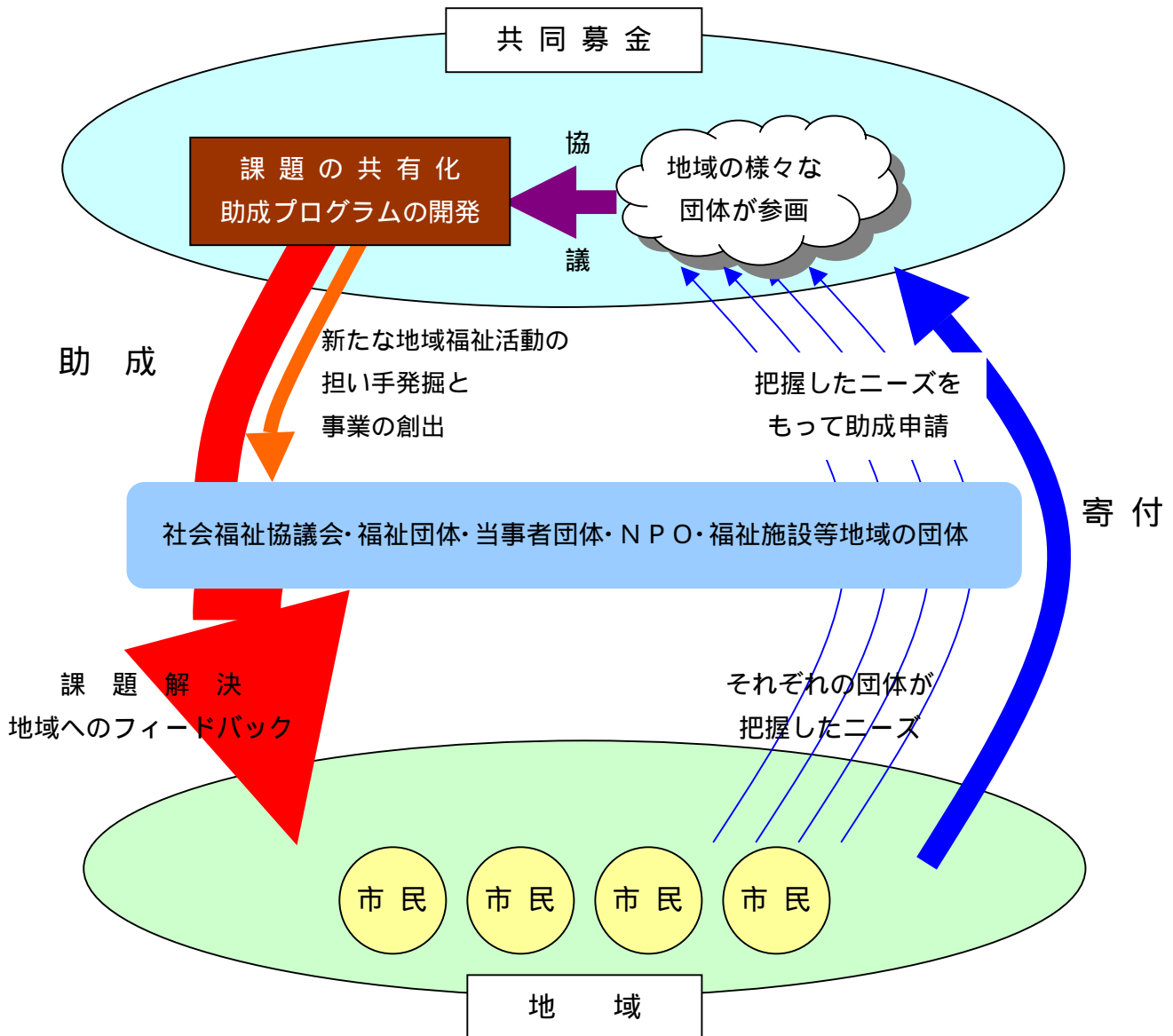
(3) 助成対象となる活動の明確化

市民の参加による活動を育て、地域福祉の推進を図る資金とすることとは、市民自身の活動を支援することだけを意味しているのではない。

まず、市町村共同募金委員会に参加する団体を中心とした関係者に、その活動が地域社会に貢献する意義を説明できなくてはならない。資金の少ない団体だから助成するのではなく、地域社会の課題を解決する方向にその資金が生きるのかどうか問われることになる。さらに、その活動の輪が他に広がるものであることが望ましい。

制度的なサービスを主に担っている社会福祉法人、NPO法人等の法人への助成についても、市民の活動の活性化・支援、地域福祉の推進につながる活動が重視されることになる。

循環型共同募金運動の概念図



§ 2

全国キャンペーンの展開

～ 地域、都道府県、全国の役割と連携

【私たち市民が期待すること】

共同募金が地域の課題解決に向けての役割を果たしていくためには、つながりやネットワークを形成したり、提案や市民への啓発の機能を高めていく必要があります。こうしたとりくみを通じて、共同募金は、さまざまな組織や市民に働きかける生き生きとした「運動体」としての性格を強めていくことが求められます。

こうしたとりくみを進めるためには、地域、都道府県、全国のそれぞれの段階での役割と連携を図る必要があります。

共同募金運動は制度上、都道府県ごとのとりくみであり、社会福祉法人をはじめとした団体からの申請に対応した配分が主であった。地域特性に応じたきめ細かな配分ができた反面、全国的な課題や都道府県域を超えた活動に対するとりくみはほとんど行ってこなかった。

また、小地域を基盤とした市民によるさまざまな福祉活動への支援と募金、とりわけ戸別募金活動の重要性についての周知が十分に行われてきたとは言いがたい。

これまでは、「あかいはね子どもの遊び場 / 1966(昭和 41)年・20 周年記念」「小規模作業所 / 1987(昭和 62)年～1990(平成 2)年・40 周年記念」「安心・安全のまちづくり支援 / 2006(平成 18)年・60 回記念)」など、全国共通の配分テーマを設定することで、社会的な課題に対する統一的な配分を実施してきた。その結果、例えば小規模作業所が社会的な認知を得、その後も継続的な助成を受けられるようになるなど一定の成果も見られた。しかしながら、都道府県ごとのとりくみであることから、バラつきが生じることもあり、必ずしも全国的な統一感をもった運動とはなっていない。

今後は、「新しい地域貢献型の機能の具体化」として、中央共同募金会の従来の業務に加え、先駆的活動の支援や社会的な課題解決のための研究、提言、助成などについて、全国単位のテーマを掲げ、共同募金会の全国津々浦々に広がるネットワークを活かし、運動体としての事業展開を行うことにより、さらに活性化させていく必要がある。

提 言

(1) 役割分担と連携の考え方

募金額を増やし、市民参加の地域福祉の活動資金源として共同募金を発展させていくためには、募金や助成のそれぞれの活動において参加層を広げ、国民運動としての力を強めていくことが求められている。そのためには、募金や助成の方法も都道府県ごとの地域事情に応じた多様な方法でとりくまれてきた現状には配慮しつつも、全国一斉の国民運動としての共通性、統一性をいかに具体的に

形成していくかが問われている。

市民、寄付者、募金活動のボランティアは、さまざまな活動への助成をイメージしながら寄付や募金活動をすすめている。その意志を生かすために、共同募金会は的確な提案と割り振りを実現する必要がある。とくに、小地域、市町村、都道府県、全国といった段階に応じた課題の提案を行うことと、それにあわせた的確な助成の割り振りをルール化していくことが必要である。

(2) 地域の役割

社会福祉協議会などが推進してきた小地域を基盤とした市民による福祉活動は、支援を要する市民を支えるだけでなく、市民の福祉問題への関心を高め、活動への参画を促してきた。こういった福祉活動は、関係者間の連携を促し「地域をつくる市民を応援する共同募金」を実現するうえで、大きな役割を果たすものである。そのため、地域においては、計画的な助成の推進とともに、小地域の福祉活動を支える資金としての共同募金の位置づけを強め、さらなる発展を図っていくことが必要である。

(3) 小地域福祉活動を進めるための戸別募金の推進

戸別募金は、地区社会福祉協議会や自治会などの地縁組織が中心となっており、小地域の福祉活動(助け合い活動)の重要な財源として位置づけられている。

そのため、地域福祉活動の活発な地域は募金額も多く、募金活動が地域福祉活動を活性化させる相乗効果が見られる。今後、戸別募金は、地域の福祉活動を活性化させる資金としての性格をより強調し、戸別募金額の相応の割合を小地域福祉の活動への支援に充てていく必要がある。

(4) 都道府県、全国における役割

都道府県共同募金会と中央共同募金会は、全国的な共同募金の統一性を確保するためさまざまな課題を把握し、市民に対して提案・啓発する機能を強化し、助成によるとりくみを通じて、これらの課題の解決を図っていく必要がある。こうしたとりくみは、「共同募金」の社会的公器としての特性を活かし、市民の意思を反映した活動を起こすことにつながる。

さらに、これらのとりくみを進めることは、寄付者の地域における共同募金への関心を高め、市町村における募金の実績増に結びつく可能性がある。

(5) キャンペーンの実施

上記のとりくみの手法として、全国的な共通性、統一性をもったキャンペーンを本格化させるには、全国的あるいは世界的な課題の共通性(あるいは固有性)を意識して、展開する必要がある。

こうしたキャンペーンは、全国的な統一感と連携を図るための基盤整備につながるとともに、「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」を実現するための必須のものとなる。

§ 3

災害時にも地域を支える共同募金の役割 の発揮

【私たち市民が期待すること】

共同募金では、創設当時から被災者への見舞金としての義援金募集にとりくんできました。阪神・淡路大震災を契機として、被災者支援のために多くのボランティアが活動を展開しましたが、課題となったことのひとつに活動資金の調達がありました。これを教訓に共同募金に災害等準備金が制度化され、県単位の垣根を越えて、被災県への資金提供が可能になり、災害ボランティア活動支援体制が整備されました。

災害は、地域の存立にかかわることであり、共同募金会がこれまで以上に災害時に果たす役割には大きなものがあります。

災害時の共同募金会の役割として、被災者への義援金募集、災害ボランティア活動支援の2つの役割を迅速に進めることを明確にし、普段から市民や関係者に周知していく必要がある。

被災規模にもよるが災害発生時には、2つの役割について被災県だけでは円滑な事務が進められない可能性がある。

また、災害救助法が適用される比較的大規模な災害が発生すると、日本赤十字社、行政、共同募金会等が連携して義援金募集を行い、被災者へ見舞金を配分することになる。しかし、一部の地域に関心が集まるなど、義援金の集まり方にも大きな違いが生じている。その結果、同様の被害を受けても見舞金額に大きな差が出るという状況がある。

一方で、災害等準備金が活用されるようになったが、まだ準備金制度の周知が徹底しておらず、十分な活用が行われていないという指摘がある。

提 言

(1) 義援金募集のとりくみ

被災県だけでなく、他の都道府県共同募金会や中央共同募金会が連携し、迅速かつ円滑な募集事務のあり方について検討する。

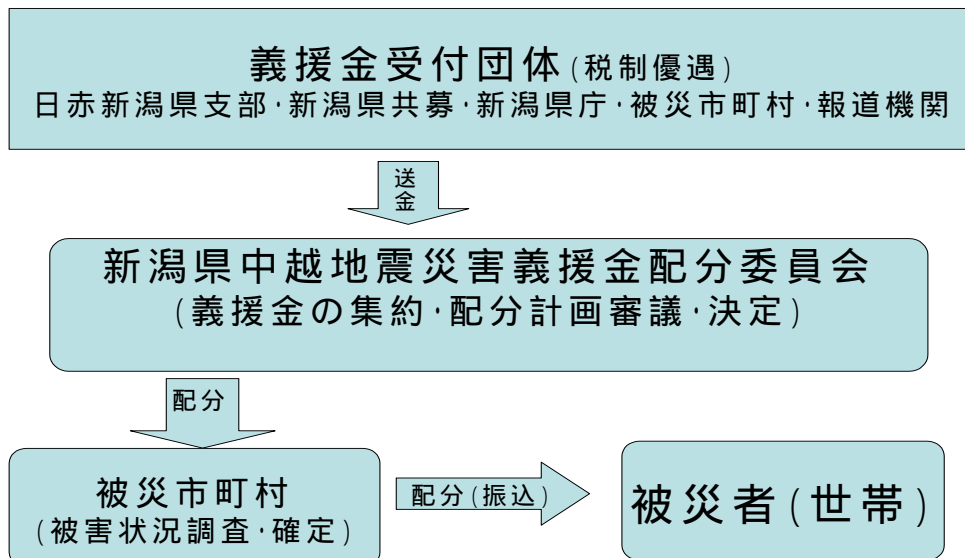
また、日常的に関係団体と意見交換を行い、義援金の目的、配分方法、募集に伴う事務経費等について、市民の理解を得られるあり方を検討する。

(2) 災害ボランティア活動支援など災害等準備金の効果的活用

即応性が求められ、被災県への拠出として当初から被災県以外の全都道府県の積立金が活用できることから、災害等準備金の一部を中央共同募金会に集約しておき、拠出するしくみの導入を図る。

また、災害等準備金制度の運用ガイドラインや効果的活用事例集を作成し、災害時のボランティア活動へのより効果的な助成や支援の実施を促すことは、寄付者の共同募金への信頼と評価を得ることにつながる。

義援金配分の流れ(例:新潟中越地震)



§ - 1

市民参加の「市町村共同募金委員会」の設置

【私たち市民が期待すること】

地域で起こっているさまざまな福祉課題の解決に向けて、市民自らが参加し、とりくむことが求められています。そこで、新たに市民参加の「市町村共同募金委員会」をつくり、地域の福祉課題解決にとりくむ民間活動を資金面から応援することを期待します。

「市町村共同募金委員会」の設置は、地域で活動している幅広いメンバーの参画を得ることにより、地域の福祉活動を推進する新たなパワーを生み出すことにもなります。資金確保のための募金活動に協働でとりくむしくみづくりです。すなわち、地域の課題の解決のための活動を作り出し、その活動資金を集めるための募金運動を展開し、有効な活動への助成を進め、地域の福祉力を醸成するという循環型の活動を展開するものです。そのことが、さらに地域での信頼のネットワークを広げていくことにつながると考えます。

都道府県共同募金会では、内部組織として市町村の区域に支会・分会をおき、地域住民のより身近な実践機関として募金運動を実施している。しかし、全国で9割を超える市町村で、市町村社会福祉協議会が事務局を担ってきた経緯から市町村社会福祉協議会と共同募金会の市町村支会・分会との区別がつかないといった指摘がある。

今回、市町村支会・分会を「市町村共同募金委員会」に改編する。その理由として、市町村支会・分会の役員等が社会福祉協議会とほぼ同一のところがあるため、市民のなかに、募金運動や配分を社会福祉協議会が担っているという誤解が生じている場合がある。このため、多様なメンバーの参加を進め、募金機能と助成機能を循環するしくみを構築し、さらに名称の変更を通して「市民が参画する共同募金」に転換していく。

また、募金運動の趣旨が十分伝わらず、強制的な印象を与えているという問題も一部であげられている。このようなことが募金低迷の要因のひとつであると考えられ、市町村共同募金委員会が機能することによって打開の糸口にしていく必要がある。

一方、社会的な、あるいは地域固有の多様な課題が顕在化するなか、その担い手も多様化し、さまざまな団体による活動が広がり、地域福祉活動の財源への要望はさらに増加することが予想される。市町村共同募金委員会はこれらを幅広く把握し、関係者の総意を得ながら、資金確保に向けて募金を推進できる体制を確立することが重要である。

提 言

(1)「寄付が地域づくりの活動に循環する」組織の整備

名称の変更

現在の市町村支会・分会を「市町村共同募金委員会」と改名する。このことにより、市民や寄付者から見て、共同募金運動を実施する組織として理解しやすくなり、役割を明確化することができる。名称を委員会としたのは、参加メンバーにより運営が行われることを意味するものである。

多様なメンバーの参画

市町村共同募金委員会の構成員を広げるため、市民、自治会、ボランティア(グループ)、社会福祉法人、当事者団体、NPO、地元企業や学校関係者、寄付者、その他地域活動を行う多様な団体や関係者などが参加できるよう門戸を開き、必要なメンバーの参画を図る。メンバーは、共同募金推進計画策定に参加するとともに、募金活動の積極的な推進者である。同時にまた、助成を受ける場合もある。

市町村社会福祉協議会は地域福祉推進の中核団体であり、今後も大きな役割を發揮することを期待されている。

参加型組織の運営

「市町村共同募金委員会」に参加するメンバーが、地域の福祉課題の解決に必要な活動を生み出し、そのために必要な募金活動や助成に関わるしくみを構築する。すなわち「地域において何を実現するか」という視点に立ち、助成していくしくみである。市民や関係者に自分たちの寄付が助成を通じて地域づくりの活動に循環していることを実感できるようにする。

募金や助成等の活動サイクルの段階で、市民が果たせる役割を設計し、市民自身が実施し、参加できる市民主体の運営への転換が必要である。

また、設置に関しては、地域の状況により、複数市町村による広域的な組織形態も考えられる。

審査委員会の設置

「市町村共同募金委員会」ごとに審査委員会機能を付与し、都道府県共同募金会が設定する募金事業に関する基準を踏まえ、地域の独自性を反映した基準による助成を行う。実質的な助成先の選定を市町村段階で進めることが極めて重要であり、透明性や公平性、さらに参加性を担保し、また、積極的に情報を開示し、市民の共同募金への理解を高めることが期待される。

このように市町村段階での共同募金推進計画が策定できる体制を強化するためには、今後、その状況を見ながら、当該地域の助成先の選定について、都道府県共同募金会と役割分担を図り、地域単体に市町村共同募金委員会が担うことを検討する。

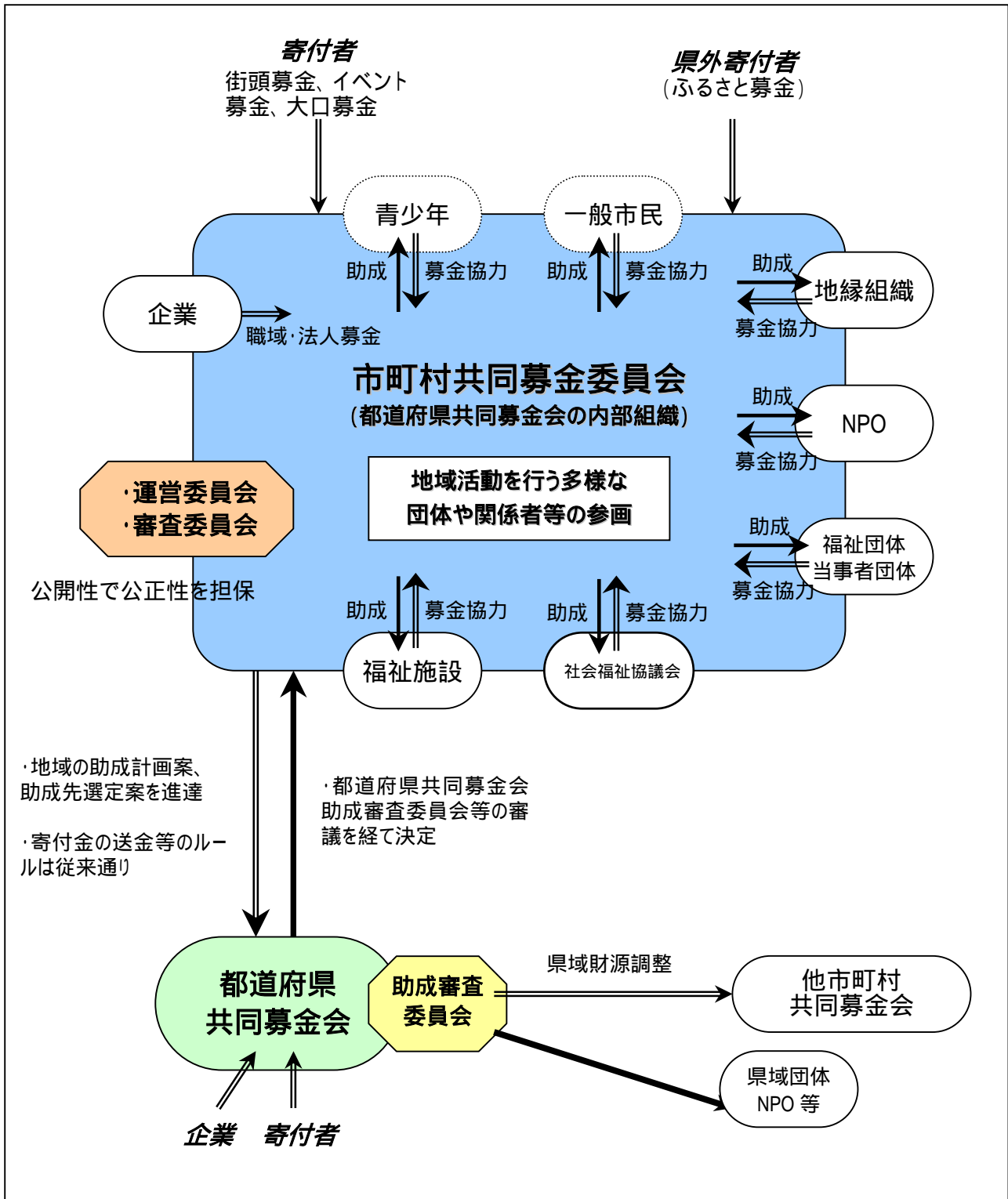
事務局の運営

市町村共同募金委員会の事務運営に関しては、地域特性に応じたボランティアな市民による組織運営を進めるが、従来の経緯や社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な役割を期待されている

ことから、社会福祉協議会が担うことを期待する地域が多いと思われる。ただし、その場合においても市町村共同募金会委員会の参加メンバーが積極的に役割を担って運営していくことが必要である。

また、事務局を担う場合、運営に関する経費の確保に向けた努力を共同募金会が進める必要がある。この際、共同募金の資金の性格上、事務経費はできる限り効率化することが求められることは言うまでもないが、改革に伴う費用、広報に要する経費等の広義の投資的経費については弾力的に対処していきたい。

今後の市町村共同募金委員会のイメージ



(2) 共同募金推進計画の策定等、新たな機能の整備

共同募金推進計画の策定

市町村共同募金委員会は、地域の関係者が広く参画し、共同募金推進計画を策定する組織として位置づけられる。共同募金推進計画の内容は、募金の推進、助成方針や助成計画の策定など、一連の地域での活動内容を位置づけたものからなる。

地域福祉活動計画との連携

地域の福祉課題への対応を進めるには、地域福祉活動計画と共同募金助成計画との連携等、新たな協働を図りながら進めることが有効である。

地域での活動に関する社会福祉施設への助成や市町村社会福祉協議会からの助成のうち、直接助成が可能なものに関しては、地域福祉推進の観点や透明性の確保から市町村共同募金委員会へ移行することが望ましい(都道府県により若干事情が異なる)。

従来は、申請ごとに審査・配分し、個別的で、地域課題の全体像が見えにくかったが、市町村共同募金委員会では地域課題の解決に向けたプログラムに基づき、審査・助成することになる。

多様な助成プログラムの開発

市町村共同募金委員会の助成事業は、構成するメンバーによるニーズ把握、すなわち、地域でとりにくんでいる活動や今後必要な活動を開発する視点が求められる。公開プレゼンテーションや調査・助成事業のモニタリングなどから集約し、進めていくことが必須である。

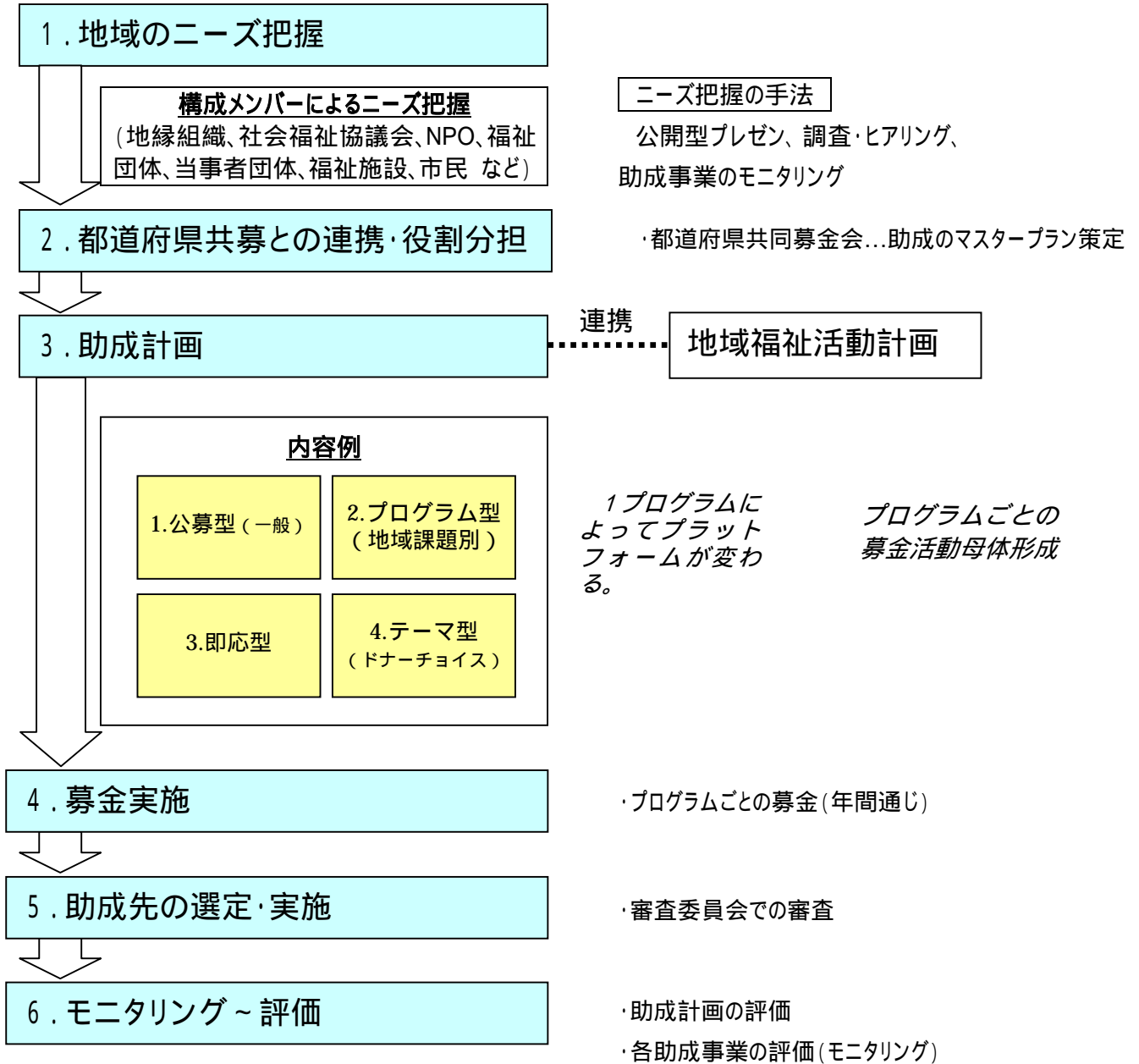
現行の仕組みは目標募金による次年度配分が主流であるが、今後は、ニーズや活動主体の多様性に対応するため、募金形態や助成期間などについても多様な方法で募金・助成を実施していくことが求められる。たとえば、公募型助成、プログラムに基づく助成(地域課題別)、即応型助成、テーマ型助成等が考えられる。そうすることにより、テーマや課題別に多様な団体等が参加し、同じテーブルで議論し、協働して地域課題解決に向けた活動展開や募金活動を進めていく母体(プラットフォーム)を形成することにもつながる。

なお、このようなニーズ把握～助成計画策定～募金実施～助成決定～事業実施～助成評価といった一連のプロセスや手法、そしてプログラム策定を進めるための機能を構築するための人材養成や研修事業の開発が必要になる。

(3) 市町村共同募金委員会の制度的明確化

市町村共同募金委員会は、新たな機能を付与し、市民参加による共同募金運動を展開する実践機関としての役割を果たすため、制度的に位置づけられる必要がある。

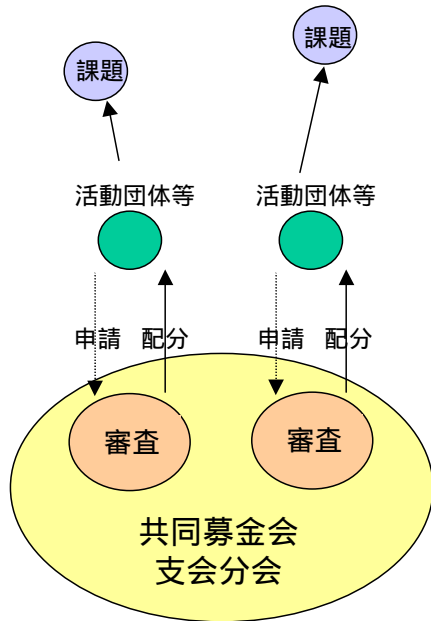
今後の市町村共同募金事業の流れ



地域の課題解決に向けた助成

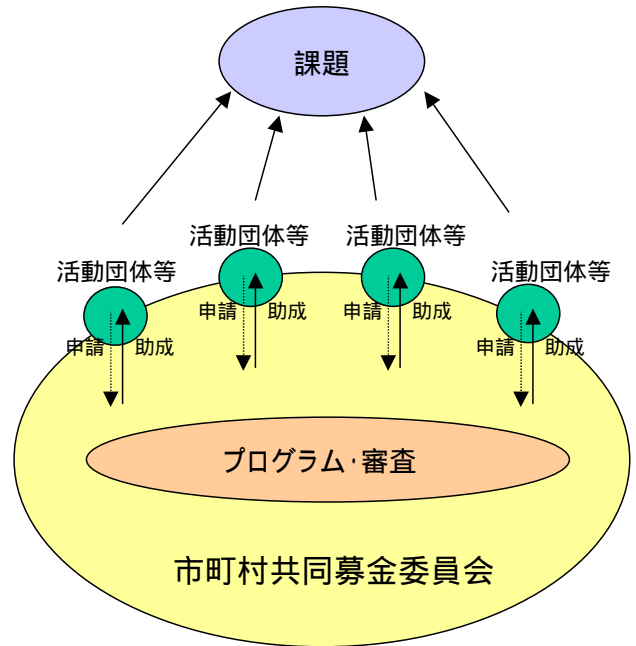
従来の取組み

申請ごとの審査・配分
個別的で、地域課題の全体像が見えにくい



今後の取組み

地域の課題解決に向けた助成プログラムに基づく
審査・助成



§ 2

都道府県共同募金会の機能強化

【私たち市民が期待すること】

都道府県共同募金会は、社会福祉法人組織として、都道府県内の共同募金運動の実施主体としての役割を果たしています。

共同募金の役割が、地域福祉の推進を図るための財源として大きく転換していくとき、市町村共同募金委員会等に対する一層のリーダーシップが期待されています。

各市町村共同募金委員会への直接的、間接的な支援をはじめ、人材育成、研修、募金開拓、助成方針の企画や提案など、都道府県共同募金会としての専門機能の充実と強化が求められています。同時に、都道府県民に対して都道府県共同募金会の「顔」をどのように憶えてもらえるかが問われています。

組織の運営面では、さらなる透明性の確保、市民参加の充実などへのとりくみが急がれます。また、都道府県共同募金会の専任職員数が少数である現状を踏まえ、ブロックなど近隣の都道府県共同募金会との連携や共同事業の開発に着手し、都道府県共同募金会相互が補完しあうことも必要になります。

都道府県共同募金会は、共同募金運動の実施主体であるが、実施に関しての多くを第一線の活動組織である支会・分会に委ねている状況である。また支会・分会については、独自の事務局を持たず、募金事業に関する事務を社会福祉協議会に委託する形態ですすめられている。

そこで、平成15年には「各都道府県共同募金会および支会分会モデル規程」ならびに「各都道府県共同募金会および支会分会会則」を制定し、共同募金運動の基盤整備に努めてきたが、会則の整備や業務覚書の実施、支会・分会配分審査委員会の整備に関しても十分整備されているとはいえない状況にある。

今後、共同募金が地域福祉の民間財源としてさらに発展していくには、都道府県共同募金会が、市町村共同募金委員会の整備に向けて本格的に事業展開することが、最重要課題である。

また、都道府県共同募金会は、地域の様々な課題を吸い上げ、寄付者の信託に基づいた資金を地域内の課題解決のための活動を通して地域に返すとりのくみの主体であるとの認識に立ち、各地の社会資源をつなげ、地域を活性化させるとりのくみを今後、具体的に進める必要がある。そのためには、都道府県共同募金会の専門機能を充実・強化し、リーダーシップを発揮していくことが求められる。

都道府県共同募金会は、第1種社会福祉事業であるが、組織運営面をみると、都道府県共同募金会の有給職員は二百数十名の規模であり、1都道府県の平均の職員数は、3～4名程度である。日常的な法人業務を遂行しながら市町村共同募金委員会の改革の推進を図っていくための人的配置としては最小限の人員構成の現状にある。

そのため、都道府県共同募金会の基盤となる組織運営を改善していくことが重要な課題である。

提 言

(1)「市町村共同募金委員会」の設置推進

「市町村共同募金委員会」の設置を促進するため、地域における組織体制の整備に向けて計画的なとりくみを展開する。その際、多様なメンバーによる参加型組織の運営などといった、市町村共同募金委員会の趣旨や特性が十分に反映されるよう主導的にかかわっていく必要がある。

(2)都道府県共同募金会の専門的な機能の強化

県域全体の運動活性化に向けて、市町村共同募金委員会への直接的・間接的な支援事業を行うため、企画・提案や人材育成・研修、情報収集や調査研究などの機能の充実・強化を図る。

さらには、重点助成テーマの設定等、重要度の高い社会的な課題解決に向けた活動を促進するために、提案・啓発的な機能の強化を図る。

特に、地域では対応できない課題や都道府県といった広域的あるいは全国的にとりくむことが期待される課題に関しては、関係機関・団体や市町村組織と連携を図りながら推進することが望まれる。そのための情報収集や調査研究、広報などを行う専門機能を充実・強化する。

(3)組織の整備及び運営・財政基盤の充実

改革を進めるうえで、理事・評議員の構成や選出方法を改革の方向性に即したものにするなど組織体制を段階的に整備する。さらに、運営の透明性の確保を図るとともに、組織の方針・戦略策定や事業・業務の計画・管理の強化、財政基盤の充実を図る。

実現に向けた手段

(1)市町村共同募金委員会の設置に向けたとりくみ

市町村共同募金委員会の設置を促進するための委員会を設置し、計画的なとりくみを進める。

とりくみにあたっては、都道府県社会福祉協議会と事前に調整を行い、市町村組織の事務局の多くを担っている社会福祉協議会の協力を得る。現在の支会・分会の状況把握、例えば、会則の整備状況、覚書の締結状況、配分審査委員会の設置状況等の組織状況や募金活動の実態を把握したうえで、市町村共同募金委員会の設置計画を地域の実態を勘案しながら推進する。県内の市町村組に一斉に設置することが難しい場合は、一部の市町村組織で先行してモデル的に実施する。

(2)県域・広域的な事業展開へのとりくみ

県域全体の運動活性化に向けて、募金増額を図るための募金方法や有効な助成をすすめるための助成方法を検討する。

さらに運動への市民参加を進めるための広報等の実施、募金や助成に関わるスタッフやボランティアなどの人材育成・研修事業の実施、企業やNPOなどをはじめとした他団体との関係づくり等にとりくむ。

(3) 組織運営面における体制の強化に向けたとりくみ

理事・評議員は改革の方向性に即した機能強化を段階的に整備するとともに、多選防止や幅広い人材の登用の検討を行う。また、理事会・評議員会を一般に公開するとともに、理事会・評議員会の議事録を公開し、運営の透明性を確保する。

事務局機能の強化に向けて、他団体との人事交流や異動の機会を増やし、マンネリ化を排すとともに、有益な人材がその手腕を十分に発揮できるように、自立的な人事環境を整備する。また、明確な職務分掌を作成し、業務評価指標を導入する。職員採用に際しては、幹部を含め原則公募とすることで、採用方法の透明性を確保していく。

共同募金運動の推進や寄付財源の獲得などについての専門性の高い職員を養成するため、外部研修への派遣・短期出向制度の導入などを実施する。

また、組織の方針と戦略の検討や評価にあたり、財務、寄付者・助成を受ける者、業務、人材の4つの視点から、具体的な事業の計画・管理を行い、運営手法の改善にとりくむ。

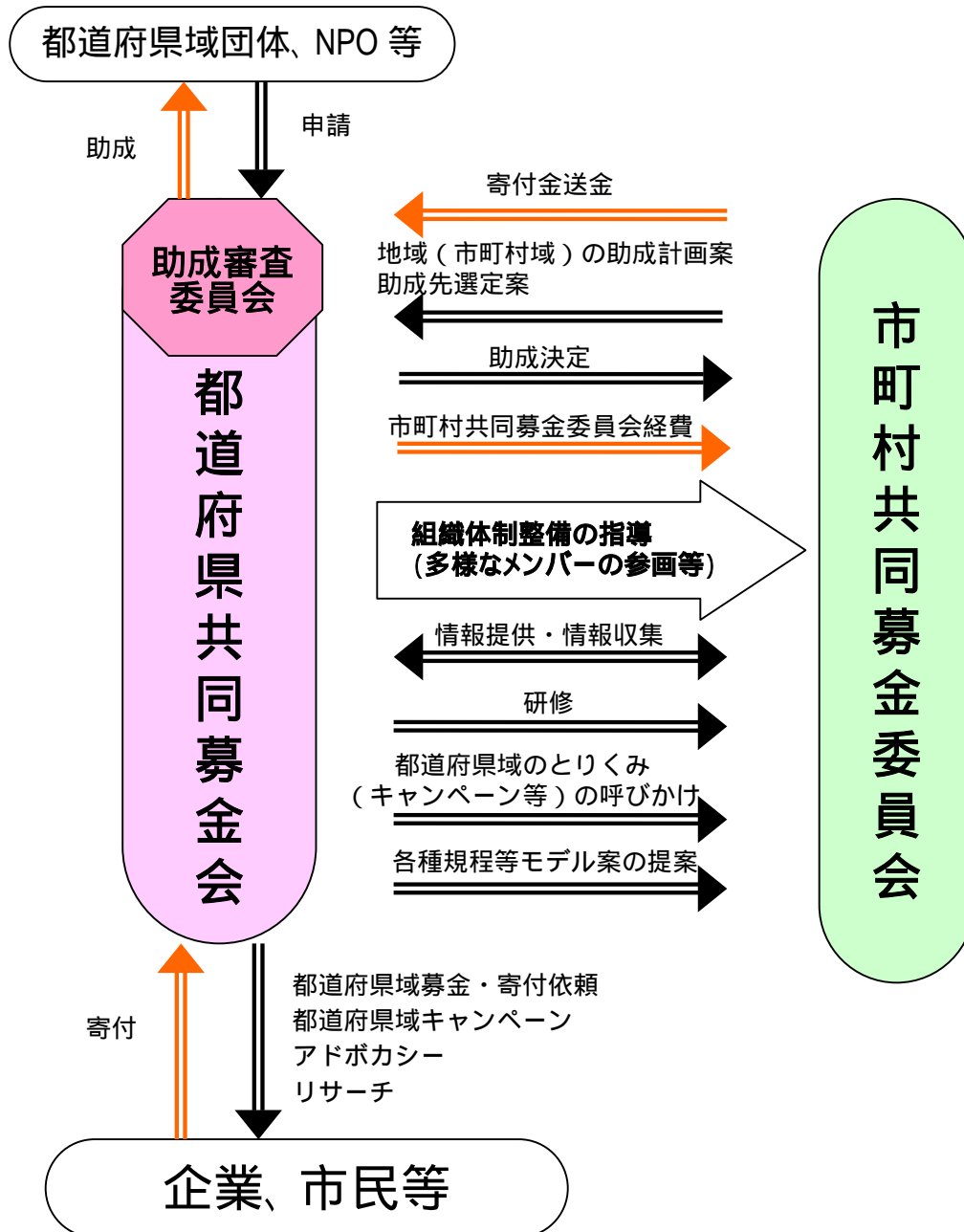
費用対効果の分析や適正な収支構造の検討を行い、それらをふまえて財政基盤の充実を図る。共同募金の性格上、事務経費はできる限り効率化が求められることは言うまでもないが、改革に伴う経費、広報に要する経費などの広義の投資的経費については弾力的に対応することは是認されるべきである。

(4) 事業や事務局運営の共同化の検討など

今後、市町村組織への支援や広域における活動の展開の必要性がある。一方、事務局経費の確保などを考えると、単一の共同募金会による事業運営が困難な状況がすでに生まれてきている。

実施上の課題は多くあるが、慎重な議論を重ね、複数の都道府県やブロック段階の共同募金会における事業や事務局の共同化などを検討していく必要がある。

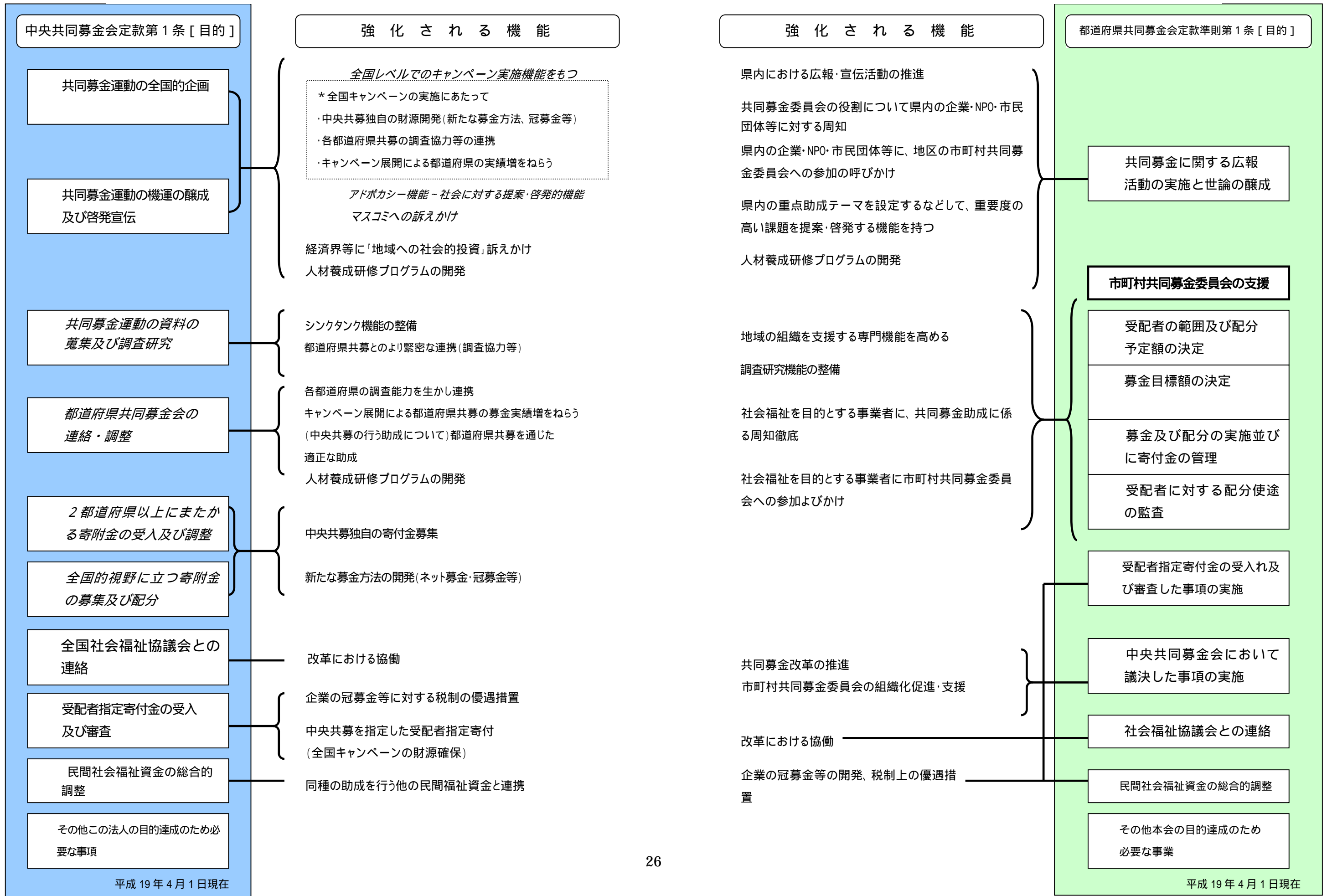
都道府県共同募金会の役割（都道府県域）



共同募金改革により強化される中央共募・都道府県共募の定款記載事項

中央共同募金会

都道府県共同募金会



§ - 3

中央共同募金会の機能強化

【私たち市民が期待すること】

中央共同募金会は、都道府県共同募金会の連合体として共同募金運動の全国的な企画や運動の醸成のための啓発宣伝をはじめ、都道府県共同募金会への連絡調整を主として、研修・調査、寄付金の受入れ等の役割を果たしてきました。

今回の改革では、共同募金に関する政策立案、広報機能・研修機能の強化や全国レベルでのキャンペーンの実施などの役割が強く期待されています。

改革をすすめて、実行に移していくにあたり、組織運営面におけるさまざまな改革を打ち出すとともに、事務局機能や財政基盤の整備などを同時並行に進めていく必要があります。

中央共同募金会は、共同募金運動の全国的企画や広報・啓発、都道府県共同募金会への連絡・調整を中心として事業展開してきた。また、都道府県共同募金会と連携しながら、時代の変化に対応するための制度改善へのとりくみや共同募金運動のあり方に関する提言を行ってきた。

今回の改革は、共同募金がこれまでになく深刻な状況に置かれたなかで議論してきたものである。当然、中央共同募金会も例外でなく、自ら“脱皮”して成長することが求められる。

今後、共同募金が市民参加の運動体としての性格を強めるなか、中央共同募金会には、全国レベルの組織として運動を方向づけ、推進していく機能を充実させるとともに、中央共同募金会自身が運動体としての機能を強化することが求められる。

これらの実現にあたっては、事務局機能や財政基盤の整備・充実など組織運営の強化が課題である。

提 言

(1)政策・戦略立案機能、広報機能・研修機能等の強化

情報収集・調査研究、広報機能、研修機能を見直し、全国の共同募金に関する政策・戦略立案機能や運動を推進するための広報機能や研修機能を強化する。

(2)全国レベルでのキャンペーン機能の強化

都道府県共同募金会と連携し、社会的な課題解決に向け多様な活動を促進するための提案・啓発的な機能を強化し、社会の関心を高めるため全国レベルでのキャンペーンを展開する。

(3)募金の実施機能の強化

企業や経済界に対し、新たな価値として「地域への社会的投資」を理念に、社会貢献活動への働きかけを強化するとともに、中央共同募金会自身の募金実施機能を強化する。

(4) 組織の整備及び運営・財政基盤の充実

理事・評議員は改革の方向性に即した機能強化を段階的に整備し、運営の透明性の確保を図る。同時に、組織の方針・戦略策定や事業・業務の計画・管理の強化、財政基盤の充実を図る。

実現に向けた手段

(1) 全国キャンペーンの実施

市民参加による調査・課題把握

広く市民、関係者の参加によるキャンペーン実施のための委員会を中央共同募金会に設置する。ニーズ把握にあたっては、社会的な課題や全国的・世界的に広くとりくむ課題など、普遍化すべき課題に視点におき、都道府県共同募金会との協働で調査を行い、課題を把握する。

他団体との協働、市民参加による事業開発

調査により把握した課題に基づき、テーマを設定し、活動を開発する。活動開発にあたっては、地域活動にとりくんでいる市民、関係者と連携する。

社会への提案、制度改善へのとりくみ

設定したテーマについて、マスコミへの広報などを通じ、社会へ周知し、提案をする。また、セミナー等を開催し、その提案内容についての理解を進める。一方、制度に関わることについては、国への制度提案も併せて行う。

キャンペーン実施のための財源確保

キャンペーン実施にあたっての財源確保については、共同募金からの充当、そのテーマについて独自の寄付金募集を行う等の方法が考えられる。

また、テーマによっては企業の協賛を得ることもできる。企業協賛は、寄付金拠出のみに限らず、社員の派遣やキャンペーンへの参加なども考えられる。

地域課題の解決のためのプログラム開発

キャンペーンのテーマに基づき、プログラムを開発する。プログラムへの助成方法としては、中央共同募金会が直接行う場合と、全国共通助成テーマを設定し、各都道府県共同募金会と連携し行う場合もある。実施した助成については、どれだけ「地域課題の解決」に役立ったかという視点から評価を行い、その結果は社会に公表する。評価の結果に基づき、必要に応じて再度テーマ設定、活動開発を行っていく。

(2) 助成担当者(プログラムオフィサー)等、人材養成のための研修プログラムの開発

募金活動や助成先の発掘にあたる人材や、助成をめぐるプロセスにおいて市民や活動の担い手を

組織改変と機能強化

コーディネートする人材など、専門職の育成のための研修体系を構築する。

(3) 組織の整備と運営・財政基盤の充実

改革を推進する組織体制とするため理事・評議員は、多選を防止し、幅広い人材の登用等の検討を行う。また、理事会・評議員会を一般に公開するとともに議事録を公開し、運営の透明性を確保する。

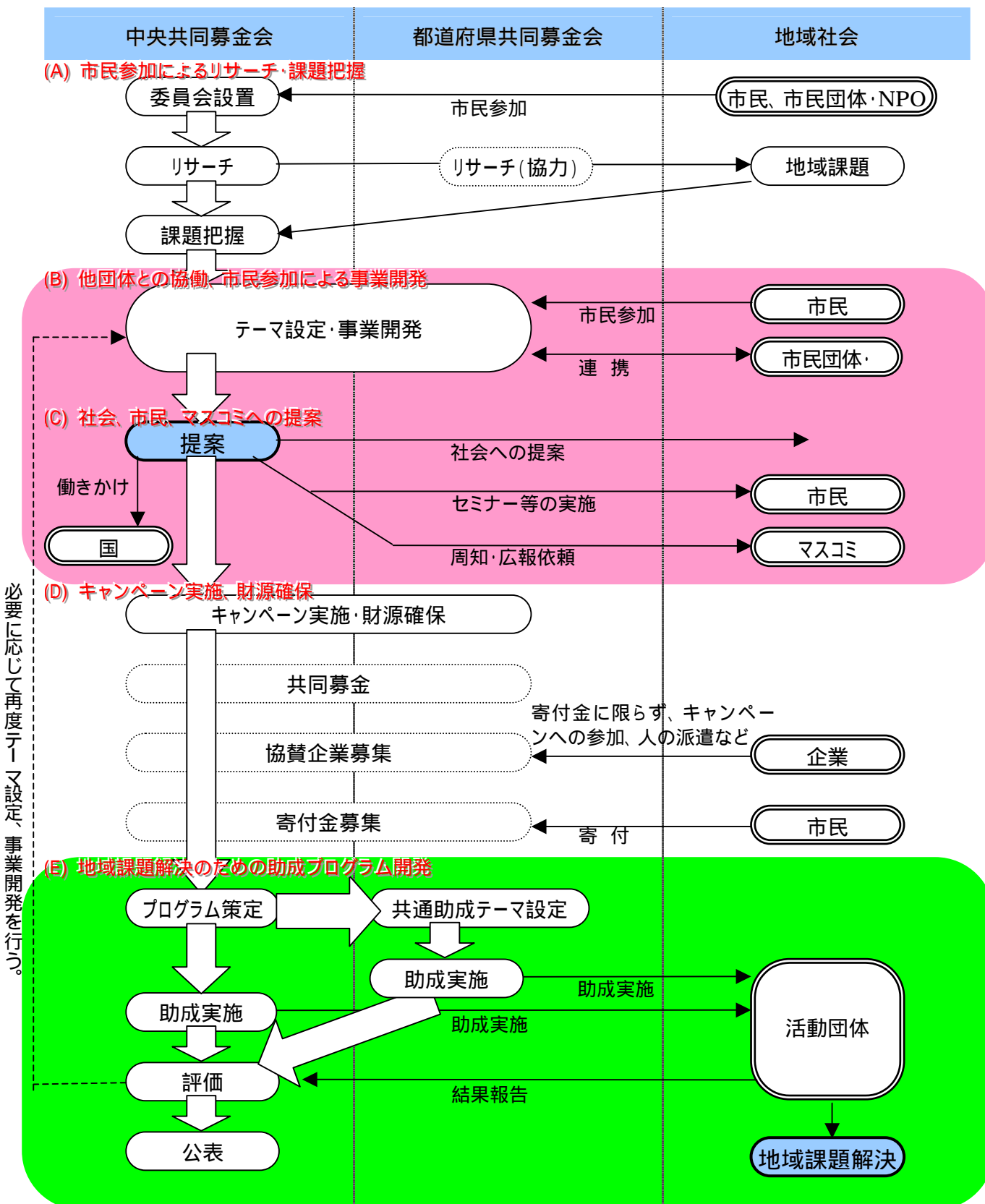
事務局機能の強化に向けては、他団体との人事交流や異動の機会を増やし、有益な人材がその手腕を十分発揮できるよう自立的な人事環境を整備する。また、明確な職務分掌を作成し、業務評価指標を導入する。

共同募金運動の推進や寄付財源獲得などについての専門性の高い職員を養成するため、外部研修への派遣・短期出向制度の導入などを実施する。

また、組織の方針と戦略の検討や評価にあたり、財務、寄付者・助成を受ける者、業務、人材の4つの視点から具体的な事業の計画・管理を行うなどの運営手法の改善にとりくむ。

費用対効果の分析やあるべき収支構造の検討を行い、それらをふまえて財政基盤の充実を図る。

全国キャンペーン事業の展開フロー図



§ 4

人材の育成

【私たち市民が期待すること】

わが国では、助成や募金活動に必要なノウハウを身につけるための研修プログラム体系が整っていません。

地域で活動する社会福祉法人やNPO・市民活動団体等が活動に必要な資金を確保するためにも、そういった団体への助成や募金活動を行う共同募金会においても、経験的な知識を共有し蓄積するとともに、相互に学びあうための仕組みづくりが必要です。

共同募金運動を担う人材の裾野を広げることを前提に、共同募金委員会に関わるメンバーにも広げた研修を実施することが重要になります。また、担当職員はより高い専門性を身につける努力が求められ、より充実した研修が望まれます。

さらに、中央共同募金会には、関係団体との連携した研修体系の構築と、助成や募金に関する高い専門性をもった人材を養成していくことが期待されます。

2003(平成15)年から、政府の競争的研究資金制度において、研究課題の選定や評価、フォローアップなどの実務を担う専門職として、プログラムオフィサーの導入が決定され、現在その配置が進んでいる。

プログラムオフィサーには、主として以下の三つの要素が求められる。まず、自身が専門的に支援する社会的な課題を有し、支援の妥当性を判断する役割。次に、より効果的な助成を目標として、助成対象者の話を聞きながら彼らの優れた点や改善点を見出し、よい面を伸ばしつつ育てる能力。そして、できる限り率直な意思疎通を促すコミュニケーション能力をもつこと、である。

しかし、一部の民間助成団体にしか助成担当者(プログラムオフィサー)制度に実績がない日本では、その役割についての認知が低く、専門的知識の向上や効果的な活動方法についての経験を獲得することの重要性が認識されているとはいえない。

従来、共同募金は「募金」と「配分」という二つの面だけが認識されてきた。これからは、市民が主体となる地域づくりを支援・推進する組織として、地域課題の発掘、問題解決に向けた活動を行う団体の発掘・活動支援、実績に基づいた政策提言等を行うほか、様々なネットワーク化を促進するなどの役割を担うことになる。

このような新しい共同募金の活動を理解し、募金活動や助成先の発掘にあたる人材や、助成のプロセスにおいて市民や活動の担い手をコーディネートする人材など、専門性の高い職員の育成のための研修体系の構築が不可欠となる。

また、わが国に、寄付や助成を媒介とした市民参加の社会文化を根づかせていくための専門職のあり方について検討し、共同募金関係者にとどまらず幅広い観点から、必要な人材の育成に努めることが期待される。

(1) 研修の実施

市町村共同募金委員会に関わるメンバー等を対象とした、共同募金運動を担う人材の裾野を広げるための研修を実施する。さらに、担当者を対象とした、助成担当者、募金活動担当者等の専門性を高める研修を実施する。また、その研修内容の体系化を図る。

(2) 専門職同士の学びあいの場の確保

都道府県共同募金会、中央共同募金会においては、各地域の専門職が情報交換・経験共有し、また共通課題について知識を深めることで、互いに研鑽・資質の向上を図ることができるしくみを構築し、人材育成という組織文化を共同募金会に定着させる。

実現に向けた手段

- (1) 募金活動や助成先の発掘にあたる人材や、助成をめぐるプロセスにおいて市民や活動の担い手をコーディネートする人材など、専門職の育成のための研修体系を構築する。
- (2) 寄付や助成を媒介とした市民参加の機会を根づかせていくための専門性の高い人材育成を図ることにより、地域における当該地域の課題解決の促進等地域福祉推進に資するものとする。
- (1) 社会福祉法人や福祉系 NPO を含む民間非営利活動分野(こうした分野への助成組織を含む)における専門性の高い人材育成への端緒としていく。
- (4) 国内や海外における助成担当者(プログラムオフィサー)ならびに助成資金造成や募金担当者(ファンドレイザー)に関する事例等について、わが国において新たな職業、人材、雇用分野開拓につなげていく契機とするための調査研究等を行う。

§ 5

災害時の被災者支援・防災活動の充実と強化

【私たち市民が期待すること】

災害直後の現地支援として、被災者主体の支援活動を原則とした共同募金の役割、機能の強化が期待されます。とくに、被災地でのボランティア活動をはじめとした「人・もの・金」について、企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会、助成団体、行政等と連携しながら支援していくための仕組みづくりが求められます。

さらに、日常時の防災活動や減災活動への支援や災害時に、支援を必要とする人びとをひとりも見逃さないための、小地域での福祉活動の支援を充実していくことが期待されます。

2004(平成16)年に発生した新潟中越地震災害に伴う災害ボランティア・NPO活動に対し、各都道府県共同募金会が積み立てている災害等準備金から約1億2千万円の拠出(資金提供)があった。その後災害が発生すると、災害等準備金が活用されるようになったが、まだ準備金制度の周知が徹底しておらず、十分な活用が行われていない。

民間分野における災害時の支援体制、受け皿について、支援活動のしくみづくりを検討するため、企業の社会貢献担当者、共同募金会、全国社会福祉協議会、NPO関係者がメンバーとなり災害ボランティア活動支援プロジェクト会議を設置し、被災地におけるボランティア活動についての調査、検証を行っている。

検証結果に基づく提案骨子

災害ボランティア活動の定着と必要性の再確認

災害ボランティアセンター運営のための人材・資源・資金の活用における課題を解決のためのしくみづくりの必要性

社会福祉協議会・被災地地域団体・NPO・企業・行政の協働における課題を解決するためのしくみづくりに向けた対話の機会の必要性

60年記念全国共通配分テーマ「安心・安全なまちづくり支援」を設定し、全国的に当該テーマにそった活動を推進することにより、地域における防災意識の高まりとともに日頃からの助け合いのネットワークの構築をはじめ、地域福祉の裾野を広げる契機になった。しかしながら、都道府県ごとのとりくみとなるため、都道府県によるバラつきが生じることもあり、必ずしも全国一律の配分となっているわけではない。

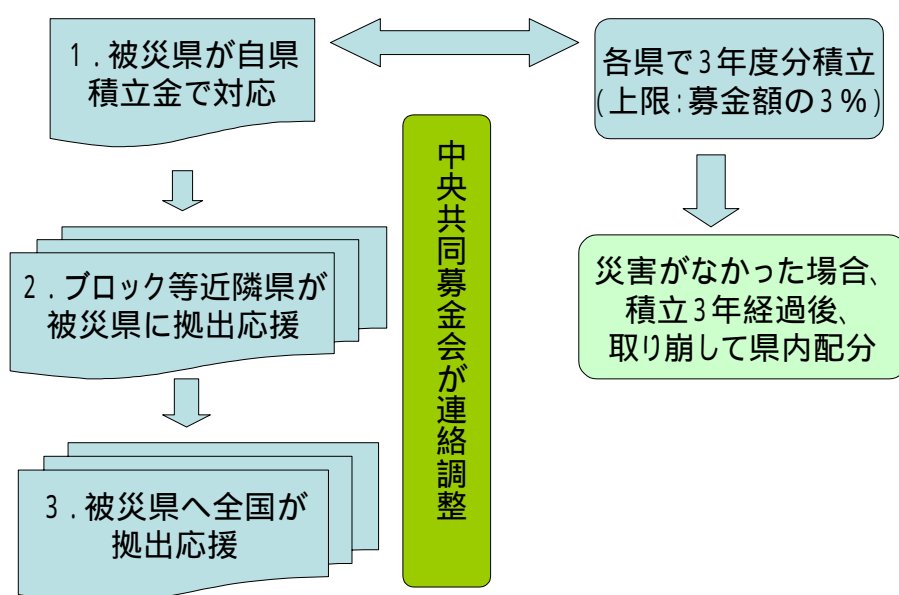
提 言

(1) 災害等準備金制度の充実

災害等準備金制度運用ガイドラインや効果的活用事例集を作成し、災害時のボランティア活動へのより効果的な助成や支援を実施する。これにより、寄付者からの共同募金への信頼と評価を得ることができる。

- ・即応性を高めるため、災害等準備金の一部を中央共同募金会に集約し、拠出する仕組みを導入する（即応性の発揮とともに被災県へ拠出について当初から被災県以外の全県の積立金が活用できる）
- ・災害等準備金制度の検証と共通運用ガイドラインの策定（取崩し金活用の統一化含む）
- ・災害時の共通助成ガイドラインの作成
- ・資金活用の手引きや活用事例集の作成

準備金制度の運用(現行)



(2) 被災地の共同募金会支援体制の整備

被災地の共同募金会が開設する義援金受け付け窓口の業務サポートの体制を整備することにより、災害等準備金の効果的な活用を促進するとともに、同共同募金会の通常の募金・助成等の業務に支障をきたさない環境をつくる。

- ・災害時のサポート制度を整備し、ブロック単位での運用を目指す
- ・災害等準備金の効果的な活用を目指し、被災地へのアドバイザー派遣制度を整備する（アドバイザー：ニーズの掘り起こし、申請書提出のアドバイス、制度の定着化、迅速な情報提供を行う者）

(3) 災害支援物資の受入れ体制の見直し

災害救援をより効果的に実施するためには、支援物資等の充実は欠かすことができない。一方で企業等による物資寄付の要望も増えつつあるが、情報の混乱により必要な物が必要な場所に届きにくいという現状がある。また、寄付扱いにする仕組みが未整備なため、十分にその要望にこたえられていない。その対応について共同募金として実現化する方法を検討し、適切なシステムの構築に向け努力する。

(4) キャンペーンの実施

災害発生時、あるいは年1回程度、全国的な短期間のキャンペーンを実施し、寄付の増額の契機としていく。

とくに、「防災と福祉の地域づくり」関連の活動への助成を、災害等準備金取り崩し金の活用や他の財源により実現することで、寄付者のエンパワーメントを支えるモデル的な助成と位置付け、推進していく。

(5) 情報提供のシステムの構築

中央共同募金会が基盤を支え、企業・NPO・社会福祉協議会等との協働プロジェクト展開を試行する。そのプロセスや成果に関する情報公開を積極的に行い、社会的に有意義な災害支援のしくみが構築するとともに、“共同募金”への信頼を再構築する。

(6) 被災者支援を支える人材の育成

災害ボランティアセンターの運営を通じて、被災者支援に寄与する災害ボランティア・コーディネーターの養成・研修への支援を行う。また、復興を支えるための人材、たとえば被災者の生活支援を担うコミュニティ・ソーシャルワーカーなどの人材育成について、資金面から積極的に支援する。

§ - 1

共同募金会と社会福祉協議会との連携

【私たち市民が期待すること】

半世紀以上にわたり共同募金会と社会福祉協議会は、地域の福祉を進める車の両輪として、民間の福祉事業や団体を育成する役割を果たしてきました。本格的な地域福祉を進める時代を迎え、これからも共同募金会と社会福祉協議会とは緊密な連携を図り、両者の機能を活かした活動を継続していくことを期待します。

今回の共同募金改革では、幅広い市民参加による市町村共同募金委員会を設置していくことが大きなテーマとなっています。そのためには、社会福祉協議会と共同募金会との役割分担の内容や両者の機能や組織の違いについて、市民にわかりやすく伝えることが必要となります。

両者の活動を通じて、NPO、企業等を含め、幅広い市民の参加を得ることによって、地域におけるネットワークや活動分野がさらに広がっていくよう期待します。

共同募金会と社会福祉協議会とは、地域福祉を推進する民間社会福祉活動の育成・支援について車の両輪としての役割を果たしている。とりわけ、市町村社会福祉協議会が全国で9割を超える共同募金会の市町村の支会・分会の事務局を担うなど、社会福祉協議会が長年にわたって市民参加の地域福祉を推進する活動と連携させながら、共同募金運動について活発な協力を行ってきたことについて積極的に評価する。

提 言

今回の共同募金改革のテーマの一つに「地域をつくる市民を応援する共同募金」が挙げられる。このイメージは、地域ごとに共同募金の募金と助成等の機能を活かし、市民参加による地域福祉推進に向け、関係団体や関係者そして市民が集い、課題を共有し、知恵を出し、行動につなげる母体(プラットフォーム)を形成することである。具体的には、社会福祉協議会、NPOの協力を得て、さらに多様な市民や団体と連携した市町村共同募金委員会(- 1の項参照)において、資金の形成とその活用により市民の活動を活性化していく試みである。

そこで、都道府県共同募金会は、市町村共同募金委員会の設置を推進するとともにその設置の趣旨について社会福祉協議会関係者に理解を求める必要がある。特に市町村社会福祉協議会に対しては、組織を改編することへの働きかけを積極的にすすめる。その際、地域の実態に十分配慮し、協働して推進する必要がある。

実現に向けた手段

(1) 市町村共同募金委員会の設置・運営への協力

市町村社会福祉協議会は地域福祉推進の中核団体であり、この市町村共同募金委員会の設置の促進とともに重要なメンバーとして参画し、大きな役割を発揮することを期待する。

現時点において、社会福祉協議会役員組織と共同募金会役員の区別がついていない場合は、市町村共同募金委員会と社会福祉協議会役員組織とは別に設置することが必要である。

町村部や地方都市においては、両組織の役員を分けるだけの人材がないという指摘もある。その場合でも、市町村共同募金委員会は、より広範囲のメンバーからの参加を得、両者を区別することがポイントとなる。

市町村共同募金委員会の事務局

市町村共同募金委員会の事務局については、市町村社会福祉協議会に協力依頼をする場合が多いと考える。市町村共同募金委員会の事務局を社会福祉協議会が担う場合、その運営に要する経費が必要とされることを前提とする。

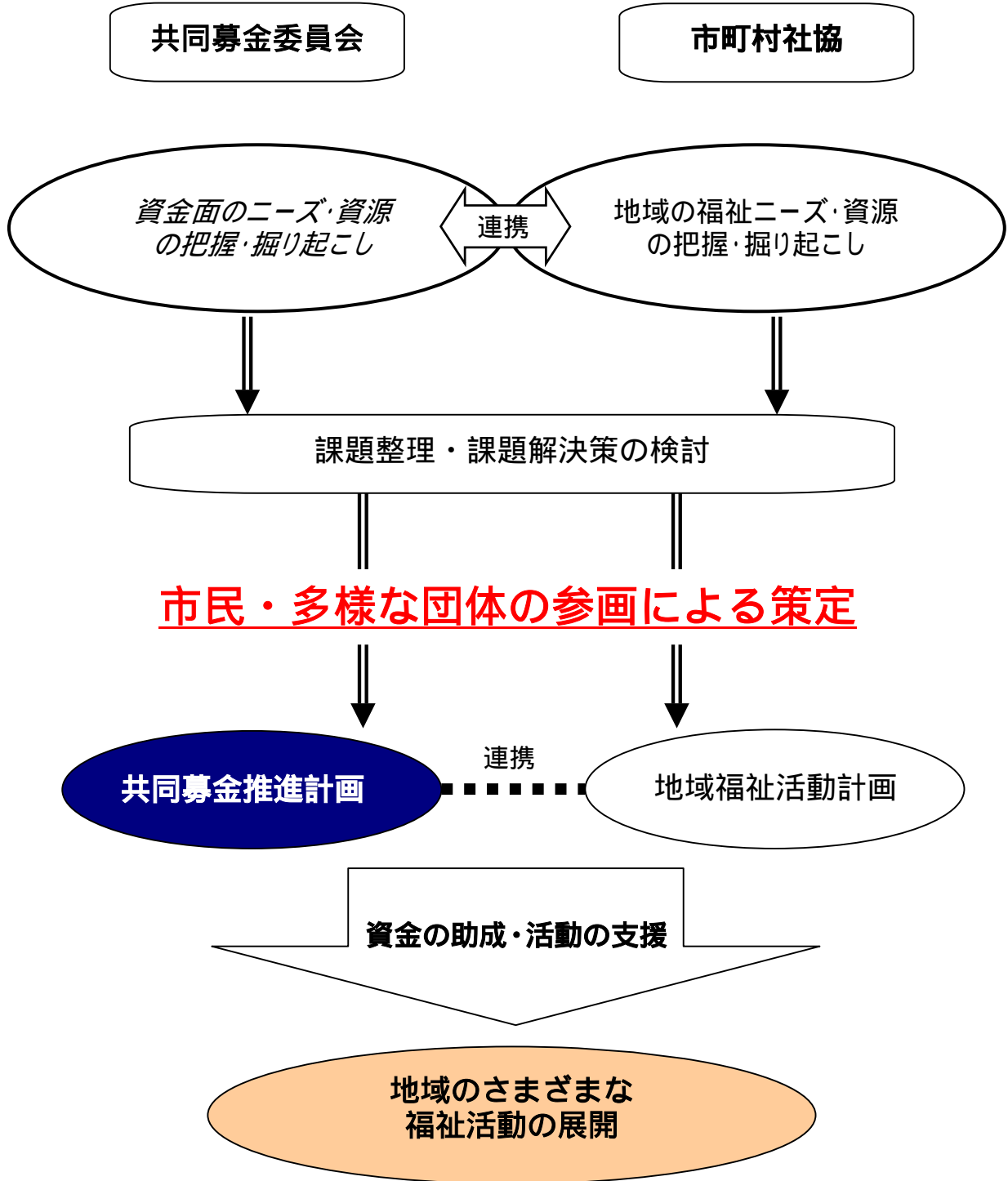
市町村共同募金委員会からの助成

社会福祉協議会を通しての間接的な助成は極力避け、市町村共同募金委員会からの助成とする。社会福祉協議会本体として配分を受ける事業のうち、市町村段階から直接配分することが可能なものは、市町村共同募金委員会からの助成とする。

地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会のニーズ把握機能を生かし、市町村共同募金委員会の助成計画策定機能の強化と連携を図る。その際、地域福祉活動計画と共同募金推進計画の連動を積極的にすすめる。

市町村共同募金委員会と市町村社協の連携



§ 2

共同募金会とNPOとの連携

【私たち市民が期待すること】

この10年、新たな地域の担い手としてNPOが台頭しはじめ、その期待が高まっています。60年の歴史を持つ共同募金運動は、社会の変化にともないその機能や役割を変えながら展開してきましたが、NPOの台頭とも関係して、社会福祉を目的とする活動が著しく多様化してきており、今後、改めて両者の連携が求められます。

本来、共同募金が創設された背景には、民間福祉活動の担い手の育成・支援があります。創設当時には「NPO」という言葉はなかったものの、助成対象は、まさしく「民間」で「非営利」の「自発的な活動」を行う団体の支援です。そこで、改めてNPOとの連携について見直すことにより、本格的に位置づけ、双方の役割を充分に発揮することにより、さらなる地域福祉の充実に向けたとりくみの促進が期待されています。

人々の生活や社会システムの変化にともない、社会福祉の課題の多様化はもとより、より身近な地域の福祉課題の変化と多様化も一層著しくなっている。そのようななか、特に地域の福祉課題への即応については、旧来システムでは十分な対応が困難となってきた。より地域住民に寄り添った形で即応するためには、市民自らが解決方法を考え、主体的かつ敏速に行動するNPOという仕組み(組織)が有効な場合が多い。

このような背景が、地域におけるNPOの台頭を促しており、今後の期待もより高まりつつある。しかし、現実的な問題として、そういった活動を維持するための財政的な基盤はいまだに脆弱な状態である。

各地の共同募金においても、いち早くこれらの現状を理解して、積極的に配分を実施していく必要がある。しかし共同募金は、「社会福祉」という領域に囚われていて、教育や環境・国際といった複合した領域に広がった活動を行うNPOへのアプローチを積極的に行っていないことも指摘されている。今後は地域活動の担い手の育成という意味から、NPOを積極的な助成先として捉えていく必要がある。

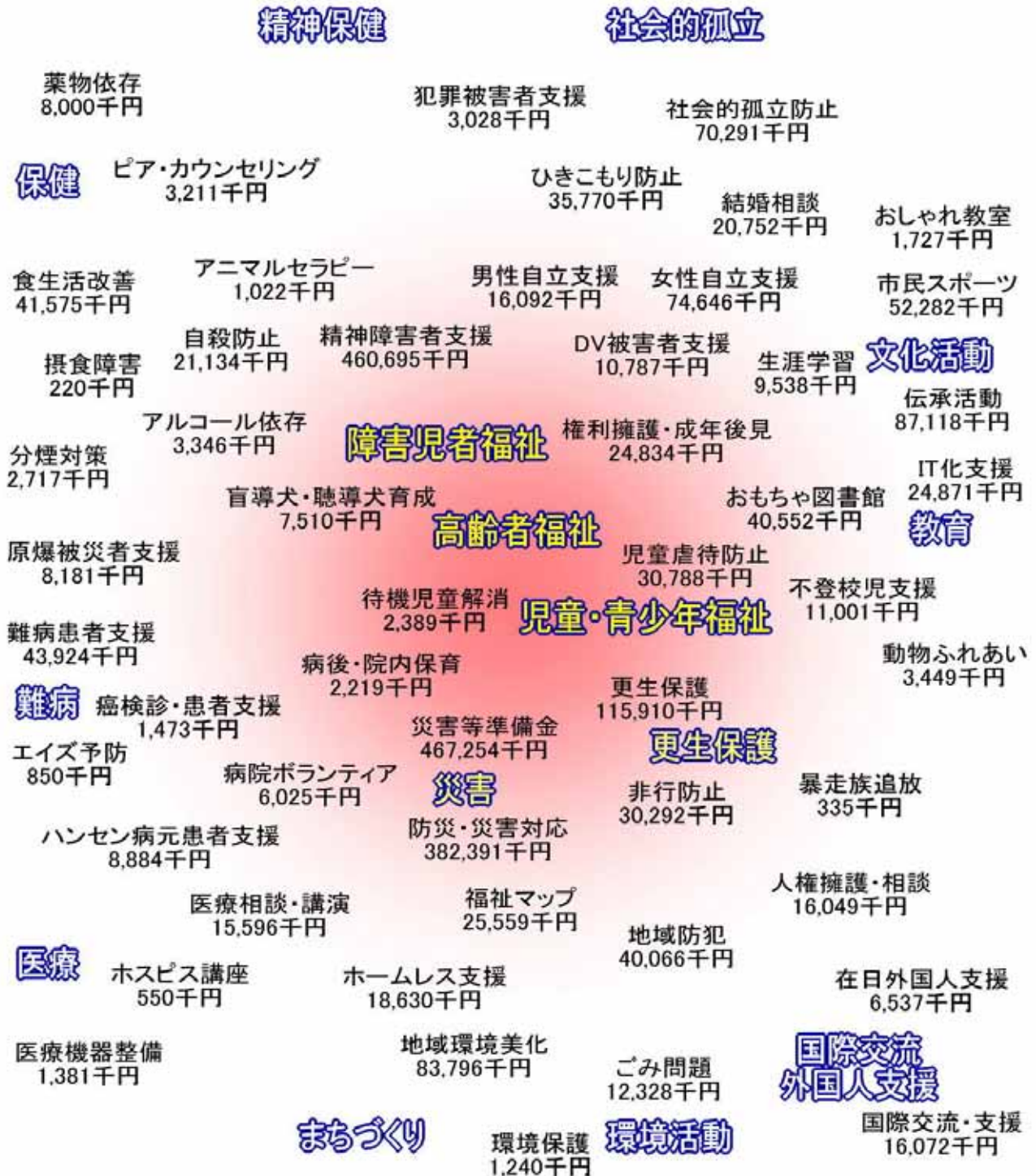
また、NPOは地域の課題に果敢にとりくむと共に、活動の理解者を広げるために情報公開を積極的にすすめている。このようなNPOへの助成を増やすことにより、市民にとって共同募金運動がより明確になり、身近に感じてもらえるきっかけにもなる。

共同募金は戸別募金に大きく頼ってすすめられてきた(募金実績総額の約7割)。NPOは企業への働きかけ、街頭募金等にノウハウをもっており、これと、従来の共同募金のとりくみをあわせることにより、戸別募金以外の方法において、大きく拡大していくことが期待される。

また、社会福祉法人、ボランティアグループ、NPO地域で活動する団体すべてに募金箱が置かれることも、募金の気運を盛り上げていくことにつながっていく。

これまでの共同募金配分にもみる、先駆的・周知的・他分野との横断的な活動への助成概要

(平成16年度配分事業に基づく)



提 言

(1) 助成金の使用方法の改善と助成金額の均一化の撤廃

NPOの場合、継続的で安定した事業を行うために、活動の担い手はボランティアと有給の職員の双方により構成されていることが多い。したがって、今後の助成は活動費だけではなく、活動のための企画費や一般管理費への使用を積極的に認める必要がある。また、地域によりNPOへの助成額の上限の設定、あるいは、助成対象内容が備品等の購入に限られるなど、一律化が進んでいるが、その活動規模や内容により審査を行うことが必要である。

(2) 情報の収集と助成審査委員会の多様化

現在、共同募金のNPOへの助成の動きが活発にならない理由として助成審査に課題がある。その問題を解決するためには、まず幅広いNPOの情報を収集し、有効な審査ができる体制の整備が必要である。

(3) 広報PR

地域の課題に合わせて、助成を行う都道府県共同募金会もあるが、その広報が十分に行き届いていないことは否めないため、その改善を図る。

実現に向けた手段

(1) 助成先の拡大と助成額の多様化

現在でも間接費等の使用を認める都道府県共同募金会もあるが、多くの場合はその実現がなされていない。PRが充分でない点も改善すべき点である。また同時に、各事業計画(助成計画分)を検討し、助成先の拡大と併せて、計画規模にあった助成金額の多様化を図る。

(2) 幅広い助成活動のための情報収集

NPOへの助成の拡大のためには、情報収集を十分に行う必要がある。また、その情報を審査に反映させるために、審査委員会の人選についても、NPO関係者をはじめとするNPOの情報を豊富に持つメンバーの登用などを配慮すべきである。

また、情報収集の具体的な解決方法の一つとして、NPO支援センターなど各地域においてNPOの支援を行う組織との連携が重要である。

(3) NPOを通じた広報活動の充実

共同募金全体としてNPOへの助成の仕組みを統一化し、そのことを大々的にPRすることによって、理解の促進を図る。また、助成金を活用する団体に対して、より広い情報公開と助成金を受けていることのPRについて協力を要請する。

§ 3

共同募金会と企業等との連携

【私たち市民が期待すること】

地域社会を構成する一つの要素として企業の存在を欠かすことはできません。共同募金運動も長年、地域の企業からの協力を得てきました。しかし、社会状況の変化にともないその関わりにも変化が起こり、近年は企業の参加も減少傾向にあります。

この変化は、単に経済状況の低迷によるものではなく、企業自身が社会的な責任（CSR）の一環として、経営理念に社会貢献活動を位置づけ、従来の画一的な寄付活動から個々の企業の考え方を基に地域社会の声を反映した独創的かつ多様な活動へと広がってきているからだと考えます。そこで、現在の企業の状況を正確にとらえなおし、単なる募金依頼にとどまるのではなく、地域社会の課題解決に向けて、企業とパートナーを組める企画提案をする必要があります。またこのことは、企業の大小にかかわらず、また労働組合や経済団体などにおいても同じ考え方をもってアプローチをすることが求められています。

1990(平成2)年頃からとりくみが盛んになり始めた企業の社会貢献活動も10余年が経過し、近年はCSR(企業の社会的責任)の一環として企業経営の中に位置づけられている。近年は、その意味ととりくみ方がより鮮明に打ち出されるようになってきている。また、それらのとりくみについても、各企業が単独で活動を行う形態から他企業と連携する方法やNPOなどの団体と連携して地域社会の課題にとりくむ例が多く見られるようになってきた。

このように、急速な社会変化はそれぞれのセクターの意味や役割、とりくみについても影響を与え、改めて各セクターとしてのあり方が模索されている状態である。共同募金としても、この変化をいち早く捉え、企業との関係のあり方について改めて検討し、時代にあったとりくみへと改善することが余儀なくされている。

また、団塊の世代の地域社会への参加志向が高まるなか、地域社会の充実に向けて、企業だけではなく社員や労働組合に対しても、共同募金運動への直接的な参加をはじめさまざまな提案を行っていくことも重要である。

提 言

(1) 職域へのアプローチの強化

企業、社員、労働組合等に対し、新たな価値としての「地域への社会的投資」をコンセプトに社会貢献活動の働きかけを強化する。

(2) 組織を通じた社会参加の機会提供の強化

企業退職者の協力を得て、職域募金の拡大の仕組みとその具体的な動きへの参加を促進する。

(3) 共同募金運動を通じた社会へのアプローチの提案の強化

共同募金が、地域における市民、NPO、企業(社員)、労働組合、社会福祉関係者等が、協働・連携して地域福祉推進をめざすための「資金プラットフォーム」であることを明確に打ち出す。

年間を通じて積極的に寄付を受け入れる仕組や冠基金・冠募金等の受け皿となる仕組づくりなど、企業が寄付をしやすい環境を整備する。

実現に向けた手段

(1) 職域における募金の拡大とその方法

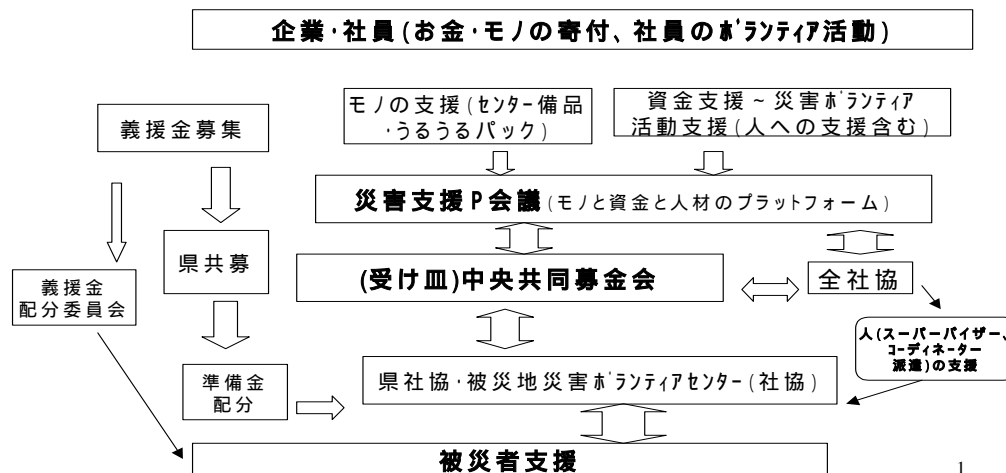
都道府県共同募金会が中心になり、その目標額を設定して、積極的なアプローチを行う。組織に募金依頼を行うだけでなく、直接、社員や組合員に共同募金運動の意味や役割を伝える機会を提供してもらい、個々に生の声で伝えるアプローチを行う。

(2) 助成テーマ等に応じた企業、社会福祉協議会、NPO等によるプラットフォームの形成

(事例) 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

民間分野における災害時の支援体制(資金、モノ、コーディネーター、災害ボランティアセンター)について、今後の災害発生の際に仕組みとして残すためのネットワーク。このとりくみや義援金募集、準備金による災害ボランティア活動支援などの災害支援等を通じて、NPO・社会福祉協議会・企業等との連携で「共助」を支える共同募金会像を明確に打ち出す。

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の活動(能登半島地震)



(3) 多様なスタイルの寄付の仕組みを提案（寄付の受け皿としての再生）

年間を通じて積極的に寄付を受け入れる仕組みに転換すると同時に、共同募金のほか、冠基金、遺贈等、個々の企業の業種・業績や社員個々の生活スタイルにそった寄付のためのプログラムを多様に設ける。

- 1 共同募金に関わる現行制度と改正検討事項

(注) 現行制度として、以下の各項目の内容は、法制度だけではなく、行政からの指導通知、共同募金運動要綱等が含まれている。

事項	現行制度	課題と改正検討点	企画・推進委員会答申
1. 区域	都道府県 社会福祉法（以下「法」）第112条「都道府県の区域を単位として～あまねく行う寄付金の募集」	課題：広域的な募金・配分事業の展開ができないこと。複数県等による効率的な組織運営が期待されていること。 検討点：複数県、ブロック等による広域化による設置が可能となるよう同左の制度の緩和	全国的、世界的な課題についてのキャンペーン（の募金運動実施）（答申 - 2） 複数の都道府県やブロック段階の共同募金会における事業や事務局の共同化などが考えられる（答申 - 2） 社会的な課題解決に向け多様な活動を促進するための提案・啓発的な機能を強化し、全国レベルでの社会の関心を高めるキャンペーンを展開～中央共同募金会自身の募金実施機能を強化する（答申 - 3）
2. 共同募金会の事業・構成	受配者が理事・評議員、配分委員になれない（法） 地域福祉の推進（法） 法第114条第3項「当該共同募金の配分を受けるものが～配分委員会の委員に含まれないこと」	課題：福祉等に関する専門的な知識・経験等を有する人材が必要となること 検討点：同左の制限緩和 検討点：同左と併せ社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	活動を行っている人びとや課題を抱える人びとなど当事者をはじめとして、地域の市民が主体的に参加し、地域の課題を共有し、その解決の糸口としての活動を育て、定着させ、地域に多様な団体間のつながりを、資金を媒介にしてつくっていくことである（答申 - 1） 市町村共同募金委員会の構成員を広げるため、住民、自治会、ボランティア（グループ）、社会福祉法人、当事者団体、NPO、地元企業や学校関係者、寄付者、地域活動を行う多様な団体や関係者などが参加できるよう門戸を開き、さらに必要なメンバーの参画を図る～メンバーは～募金活動の積極的な推進者であり、同時にまた、助成を受ける場合もある（答申 - 1）
3. 市町村組織の位置付け	共同募金会の内部組織（共同募金運動要綱） （法制度的な位置付けは現在ない）	課題：地域ごとに設置されている市町村組織が制度的に明確化されていない。また、今般、市町村組織の機能強化を図ることからも制度的な位置付けを期待 検討点：共同募金会の内部組織として市町村などの単位に共同募金委員会設置の法的な位置付け	市町村支会・分会を「市町村共同募金委員会」に改編することが改革の大きな提案である～多様なメンバーの参加をすすめ、募金機能と助成機能を循環するしくみを構築し、さらに名称の変更を通して「市民が参画する共同募金」に転換する必要がある（答申 - 1） 市町村共同募金委員会は、新たな機能を付与し、住民参加による共同募金運動を展開する実践期間としての役割を果たすため、制度的に明確化することが必要である（答申 - 1）
4. 中央共同募金会の機能	共同募金会の連合会（法） 寄付金募集が実施可能（法） 法第112条「都道府県の区域を単位として～行う寄付金の募集」	課題：現行では、全国キャンペーンとしての全国を単位とした募金・配分の展開ができないこと 検討点：全国を単位とした共同募金事業の実施	全国的、世界的な課題についてのキャンペーン（の募金運動実施）（答申 - 2） 社会的な課題解決に向け多様な活動を促進するための提案・啓発的な機能を強化し、全国レベルでの社会の関心を高めるキャンペーンを展開～中央共同募金会自身の募金実施機能を強化する（答申 - 3）

事項	現行制度	課題と改正検討点	企画・推進委員会答申
5．期間	<p>厚生労働大臣の定める期間（法）</p> <p>法第112条「毎年1回、厚生労働大臣の定める期間に限って～行う寄付金の募集」</p>	<p>課題：寄付者の寄付意識の多様化、募金団体の増加 方向性：現行の3ヶ月間の期間拡大</p>	<p>年間を通じて積極的に寄付を受け入れる仕組に転換する（答申 -3）</p>
6．用語	<p>配分（法）</p>	<p>検討点：法上の「配分」の用語を「助成」に変更することが検討事項となる</p>	<p>用語面で「配分」から「助成」へ変更（答申 -1）</p>
7．配分委員会	<p>各都道府県募金会に配分委員会設置</p>	<p>市町村組織（共同募金委員会）に設置される「審査委員会」との連携・役割分担</p>	<p>市町村共同募金委員会ごとに審査委員会機能を付与し～地域の独自性を反映した基準による助成を行う。実質的な助成先の選定を市町村段階ですすめることが、極めて重要であり、透明性や公平性、さらに参加性を担保し、また、情報公開をすすめることにより、市民の共同募金への理解を高めることが期待される （市町村審査委員会は）地域の助成計画案、助成先選定案を達達、都道府県共同募金会助成審査委員会等の審議を経て決定（答申 -1）</p>
8．配分対象	<p>社会福祉を目的とする事業を営業者（法） 社協に対する人件費配分の制限（通知）</p> <p>法第112条「社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者に配分」</p>	<p>課題：現行の配分状況においてもボランティア活動等への配分が増加している 検討点：社会福祉に関する活動を行う者 課題：受配者が配分による活動を実施する際にも管理経費は不可欠と考えられる 検討点：配分事業に伴う管理経費にも一定割合を配分</p>	<p>共同募金が対象としていきたい地域福祉とは、「地域に住んでいる人びとが中心となり、今の生活を継続させることや、崩壊しつつある地域の社会関係の維持回復を図るような地域のニーズに応える福祉サービスや活動」といった幅広い視点からとりくむ事業である（答申 -1） （共同募金委員会の）事務局を（市町村社会福祉協議会が）担う場合、運営に関する経費が必要であると認識し、その確保に向けた努力を都道府県共同募金会とも連携し、行っている状況である（答申 -1）</p>

事項	現行制度	課題と改正検討点	企画・推進委員会答申
9. 受配者の寄付金募集	(解釈) 配分を受けた団体として、寄付金募集の禁止	課題：配分を要望する団体の減少が懸念される 検討点：配分を受けた団体の寄付金募集の禁止から、配分を受けた事業に関する寄付金募集の禁止とすることが検討事項となる	課題：配分を要望する団体の減少が懸念される 方向性：配分を受けた事業に関して寄付金募集の禁止
10. 準備金	被災県共同募金会における配分	課題：災害発生時の即応性を確保できていない 検討点：即応性を確保するため、被災県共同募金会と併せ、一部中央共同募金会における配分が可能となる措置 災害等準備金の一部を中央共同募金会に集約しておくことを法で明確に位置付けるかが検討事項となる	被災県への拠出として当初から被災県以外の全県の積立金が活用できるように、災害等準備金の一部を中央共同募金会に集約しておき、拠出する仕組の導入を図る(答申 -3)
11. 税制	対象事業：社会福祉事業 昭和40年大蔵省告示第154号「厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄付金で、当該都道府県共同募金会が当該寄付金の募集につき財務大臣の承認を受けたものの全額」 地方税法施行令第7条の15の9「社会福祉事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄付金で総務大臣が定めるもの」	課題：共同募金配分対象事業と税制対応可能な事業との整合性がついていない	社会福祉法における共同募金の配分対象との整合性を図る
12. 経費	共同募金総額の1割程度(通知) 関連：昭和42年9月厚生省社会局長通知「募金経費については…概ね10%を限度として、これを極力削減すること」	課題：広報活動含め十分な運動展開ができていない 検討点：共同募金も含む共同募金会が扱った寄付金総額の1割程度を検討	(共同募金委員会の)事務局を担う場合、運営に関する経費が必要であると認識し、その確保に向けた努力を都道府県共同募金会とも連携し、行っている状況である(答申 -1) 共同募金の性格上事務経費は出来る限り効率化が求められることは言うまでもないが、改革に伴う経費、広報に要する経費などの広義の投資的経費については弾力的に対応することは是認されるべきである(答申 -2)

-1改革の工程表

主体 テーマ		都道府県	市町村	中央
共同募金委員会の設置	H19	市町村組織事務局との調整(共同募金委員会の設置要請) 県社協への協力依頼	共同募金委員会の形にすることの合意、メンバーの選出・依頼～H20年度内	アクションプランの策定・提示、参考事例の紹介・情報の提供 社協への協力依頼(全社協)
	H20	ニーズ把握、多様な助成プログラムの検討、計画・募金・助成のプロセスの検討、整備に関する事例紹介・情報提供	ニーズ把握、多様な助成プログラムの検討、計画・募金・助成のプロセスの検討、整備(パッケージ化、透明化等)～H21年度内 共同募金推進計画の策定	ニーズ把握、多様な助成プログラムの検討、計画・募金・助成のプロセスの検討、整備に関する事例紹介・情報提供
	H21			
組織強化	H19	方針と戦略の策定(財務、寄付者、被助成者、業務、人材の計画・管理) 費用対効果・収入構造の検討 ブロック内等近県共募との連携や共同事業の検討 (事務局運営の共同化に関する検討)		方針と戦略の策定(財務、寄付者、被助成者、業務、人材の計画・管理) 費用対効果・収入構造の検討
	H20	理事会・評議員会の機能強化 職員採用方法の整備		理事会・評議員会の機能強化 職員採用方法の整備 職務分掌の整理、業務評価指標の導入
	H21	職務分掌の整理と業務評価指標の導入		

主体 テーマ		都道府県	市町村	中央
災害対応	H19	災害時のブロック内でのサポート制度の検討 関係機関・団体等との災害時の連携確認 マニュアル・HP等の整備 配分委員会での事前確認・規程整備	防災活動への助成・支援	災害準備金制度の見直し検討 災害時の共通助成ガイドラインの策定
	H20			
	H21			
連携・人材 育成等	H19	NPO・企業等との連携強化 NPO等の情報収集の強化		全国キャンペーンの企画実施 NPO・企業等との連携強化 助成担当者・募金担当者等の研修体系の検 討、先駆事例の調査研究、モデル研修の実 施 歳末たすけあい募金の見直し(社協・民協と の協議)
	H20	配分金の用途拡大の検討(間接費等) NPO法人等への配分の仕組みの検討		NPO法人等への配分方法の統一化に向けた 働きかけ(モデルの提示等)
	H21			
全体的な事 項	H19			法改正要望取りまとめ・提出 運動要綱改正(2月) 定款準則の改正(2月) モデル規程・会則の改正(2月)
	H20	定款変更 モデル規程・会則の周知	規程・会則の改正	
	H21			
企画・推進 委員会	H19～21	共同募金改革の全般(全体・個別テーマ)について、評価委員会を設置するなどして、改革の進捗状況の把握と評価を行う		

「地域をつくる市民を応援するファンド」に共同募金は変わります

中央共同募金会 企画・推進委員会《改革の方向性（素案）》

当委員会は、共同募金創設60年を契機とした、これからの共同募金のあり方について、中央共同募金会会長から諮問を受けました。協議にあたっては、共同募金にこう変わってほしいという未来象・将来像を描くことから今日の共同募金の抱える課題を見つめなおす形で進めてきました。

以下の素案は、内容面では、平成19年（2007年）3月に作成予定の提言の「予告」的なものと位置付け、包括的な報告とはしていません。したがって、説明の文章等も最小限に抑えシンプルな構成を心がけました。

さらに、今後の改革にむけての問題提起など、投げかけ型のスタイルをとっています。これは、今後、当委員会が媒介となり関係者をはじめとした皆さんとの双方向性のやりとりの中から今後まとめていく提言へのお知恵をいただきたいこと、併せて改革をめぐる活発な論議を経ることによって改革のエネルギーを培えるものと考えているからです。

については、みなさまからのご意見、ご提案をお寄せいただきますようお願い致します。

平成18年5月30日

中央共同募金会 企画・推進委員会

なぜ、共同募金改革が必要なのか

1. これからの地域のありかたを考えてみました

少子高齢化により人口減少社会を迎え、地域のあり様が著しく変容していきます。地方への分権化と市町村合併等地方制度改革が進行し、本格的な地域福祉の展開と充実が急務とされています。

いわゆる団塊の世代の方々による地域の諸活動への参加が進むものと考えられます。地域での活動の担い手も、これまでの社会福祉法人の果たしてきた役割に加えて、新たにNPOの果たす役割への期待が高まっています。

何よりも、社会的な、あるいは地域固有の多様な課題が顕在化し、それが拡大する傾向にあります。

2. これまでの共同募金のとりくみを振り返り、変革の方向性を考えてみました

構造的な要因も含め、共同募金の仕組上の課題や矛盾の克服が待ったなしの状態を迎えています。

共同募金への寄付、さらには関係者の取り組みへの「意欲」が上がらないのではないかと、この危惧があります。

近年10年以上にわたり、共同募金実績額が対前年度比での低減傾向が続いています。このまま10年経過すると大変な落ち込みとなることは明らかです。

上記2点の課題解決への取り組みとともに、地域の資金ニーズに対応できる募金額増額が必要となります。

今後、社会的に寄付の重要性はますます高まるものと考えられます。

共同募金の目的が法制度上「地域福祉の推進」と位置付けられたことや、助成対象分野や対象団体が、NPOをはじめとして拡大したことは、今後の本格的な変革へのステップと考えています。来るべき時代の要請にあわせ、大きく飛躍することが求められています。

「地域をつくる市民を応援するファンド」に共同募金は変わります

中央共同募金会 企画・推進委員会《改革の方向性（素案）》

共同募金改革の方向性【10のポイント】

1. 地域社会（コミュニティ）再生のための新しい地域貢献型の機能に変わります。
2. 市民（住民）参加により地域福祉を進める社会福祉法人、NPO、さらには自発的、自律的な市民の活動を支援する機能に変わります。
3. 地域で信頼のネットワーク形成を支援する機能に変わります。
4. 安心・安全の地域開発の福祉コミュニティづくりを資金面で計画的に支える機能を強めます。
5. 助成や募金活動を通じて、人と人との新たなつながりをつくったり、新たな価値の形成につなげる運動に変わります。
6. 社会的な課題解決のためのキャンペーン型機能も取りいれます。
7. 市民の社会参加の方法として寄付という形を定着させ、個々の市民の生活スタイルを生かした募金に変わります。
8. 募金期間だけでなく、年間を通して、市民参画をすすめる共同募金に変わります。
9. 企業の社会貢献活動と連携して寄付の仕組みを増やします。
10. 寄付や助成の流れや仕組みを支える「人」の力を尊重し高めます。

1. 今、求められるもの

社会的な、あるいは、地域の多様な課題の顕在化のなかで、地域の再生に向けて、次の2点を考えました。

市民の自治力の形成、さらにはエンパワーメント（*1）の必要性

地域で信頼のネットワークを形成し、市民の参加による地域における「つながり」を創り出す必要性（信頼と協働とネットワークングの考え方を踏まえたソーシャルキャピタル（*2）を形成する必要性）

*1. エンパワーメント:ここでは、個人、家族、集団あるいはコミュニティが、その個人的、対人関係的、社会的な影響力（パワー）を強め、それによってその取り巻く環境の改善を実現させていくこと、あるいはそれらが実現された状態を意味しています。

*2. ソーシャルキャピタル:ここでは、社会関係資本、あるいは社会関係の含み資産の意味合いで使っています。テレビ番組の「ご近所の底力」の事例が端的なものですが、地域の市民、団体、地域間におけるつながりやネットワーク、結びつきの状況の度合いを言います。

2. 「地域をつくる市民を応援するファンド」に共同募金は変わります

- (1) 自分たちの地域(まち)をつくるファンド(さまざまな資金等の資源の仲介者)へ転換します

「地域をつくる市民を応援するファンド」の目的(ミッション)とは

地域の活性化を図るなど、地域で「民」としての役割を果たすなかでソーシャルキャピタルを形成します

自分たちの地域は自分たちで作っていく市民を支援するための資金活用へと転換します。

自分たちで課題やニーズを見つけ、自分たちもかかわりながら、参加しながら地域を形成していく動きを支援します。

【具体の切り口(例)】

ソーシャル・シチズンシップ(*3)をつくる機能を共同募金も担います

地域の良質な資源(人・モノ・資金)を拡大していくプラットフォームの役割、たとえば地域開発資金的な機能をつくります。

現行の寄付者層だけでなく、新たな寄付者層を広げ、ネットワーク化していく働きを強めます。

子ども・青年に対し、地域への社会貢献活動の一環となりうる事業(プログラム)を開発します。

*3. ソーシャル・シチズンシップ:ここでは、市民社会の一員として、個人の市民性、市民的な行動を高めることの意味合いで使用しています

助成金の意味合いを、有形無形の「生産」のための資金的性格に転換します

助成金を備品購入など単に消費してしまう性質のお金ではなく、その助成された活動によって、新たなつながりやネットワーク、あるいは次のステップの活動を生みだすことの資源となる資金として促進し、評価していくよう転換します。

地域の葛藤(コンフリクト)の解決に向けて共同募金の機能を活かします

全国的、世界的に広く取り組むべき課題、普遍化すべき課題、今求められるとりくみをつかみ、重点的な助成テーマを定めてキャンペーンとして展開するなどにより、解決を鮮明にしていきます(社会的なニーズのアセスメント機能を強化します)。

地域固有で解決し得る課題について、市民の理解を促し、課題解決への共有化を図ります。

- (2)(1)の目的(ミッション)を達成するため、ネットワーク形成や提案・啓発型機能を高めることを通じて、共同募金は、さまざまな組織や市民に働きかけるなど生き生き活動していく「運動体」としての性格を強めます
地域の再生に向けて市町村組織の機能を強め、地域型の運動体としての活動を強化します。
先駆的活動の支援あるいは社会的課題解決に向けた提案・啓発の機能を高め、都道府県・全国レベルのキャンペーン型の運動体としての活動を強化します。

3. 「地域をつくる市民を応援するファンド」実現への手段(例)

- (1)市民が主体となり、集めて使うためのファンドとして市民の参加度を高め、寄付と助成が循環していくサイクルに転換していきます
コミュニティを巻き込んだ資金ニーズの把握方法および募金活動への広範囲な市民の関わりの方法を確立し、助成の際の計画として反映します。
助成に際しては今後も計画作成を基本におきつつ、あわせて即応的な課題解決にもチャレンジする柔軟な助成の仕組みを並立していきます。
用語面で「配分」から「助成」へ変更します。
- (2)個々の市民の生活スタイルにそった寄付の受け皿として再生します
年間を通じて積極的に寄付を受け入れる仕組みに転換し、従来の募金期間の3か月間(10月~12月)を重点的なキャンペーン期間として位置づけます。
寄付のためのプログラムを多様に設けます(共同募金のほか冠基金、遺贈等)。
- (3)自分たちの地域をつくるファンドに転換するため、組織面の役割や機能をより明確にし、それぞれの機能を発揮していきます
市町村組織の名称を「支会分会」から「市(町村)共同募金委員会」に変更します(市町村組織)
募金ならびに助成にあたり、1年間の活動サイクルの各段階で、市民が参加できる役割を設計し、市民自身が主体となる運営を実感できようように転換していきます(転換にあたっては、市町村組織の事務のあり方を十分に検討します)
市民の参加による助成の審査委員会を地域ごとに設置します。
それぞれの地域特性に応じたボランティアな組織を地域の市民と共に築きます。
生活圏域等に配慮し、複数市町村による広域的な組織のありかたについて検討します。
- 地域の組織をバックアップする専門機能を強めます(都道府県共同募金会)
市町村組織への直接・間接支援をはじめ、人材育成・研修、企画・提案などを行う専門機能を充実・強化します。
重点助成テーマの設定等、重要度の高い社会的な課題解決に向けた多様な活動を促進するために、提案・啓発(アドボカシー)的な機能を強化します。

全国レベルでのキャンペーン機能を強めます（中央共同募金会）

多少の投資が必要な企画も取り入れながら、全国レベルで関心を高めるキャンペーンを展開します。

都道府県共同募金会と連携し、社会的な課題解決に向け多様な活動を促進するための提案・啓発（アドボカシー）的な機能を強化します。

企業や経済界等に対し、新たな価値として「地域への社会的投資」をコンセプトに社会貢献活動の働きかけを強化します。

（４）社会福祉協議会との協働を進めます

市民参画による地域福祉活動計画が策定されるようバックアップを強化します。

あわせて、地域福祉活動計画と共同募金の助成計画とを連携させて、新しい協働の関係を築くと同時に先駆的なモデルを作っていきます。

（５）NPOとの協働を進めます

仲介支援を行うNPO支援センターとの連携を緊密にし、地域における市民、NPO、企業、社会福祉関係者等が連携した地域づくりをめざすために、NPOとの新しい協働を模索し、推進していきます。

（６）寄付金の流れを支える「人」の力を高めます

以上のとおり、従来の「募金」と「配分」という二つの面だけで認識されてきた共同募金から、市民が主体となる地域づくりを全面的に支援するなど、改めて真の市民のために全面展開する共同募金へと機能が変容します。

そのために、今後、募金活動や助成先の発掘にあたる人材や、助成をめぐるプロセスにおいて市民や活動の担い手をコーディネートする人材など、専門職の育成のための研修体系を構築します。

また、寄付や助成を媒介とした市民参加の社会を根づかせていくための専門職のあり方について検討し、共同募金関係者にとどまらず幅広い観点から、必要な人材の育成に努めます。

以上

企画・推進委員会、専門部会委員名簿（五十音順・敬称略）

企画・推進委員会委員

- 【委員長】 大橋 謙策（日本社会事業大学学長）
【副委員長】 栃本 一三郎（上智大学教授）
【副委員長】 和田 敏明（ルーテル学院大学教授）
赤座 登（中央共同募金会広報委員会小委員長）
雨宮 孝子（明治学院大学大学院教授、（財）公益法人協会専門委員）
猪熊 律子（読売新聞社会保障部次長）
上田 正之（広島県庄原市社会福祉協議会総合センター長）
田尻 佳史（日本 NPO センター事務局長）
田中 秀明（日本経済団体連合会社会本部本部長）
中山 剛（北海道共同募金会常務理事）
花井 圭子（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長）
堀内 生太郎（助成財団センター専務理事）
松尾 武昌（全国社会福祉協議会常務理事）
吉実 正博（広島県共同募金会常務理事）

企画・推進委員会専門部会委員

- 【副委員長】 栃本 一三郎（上智大学教授）
【副委員長】 和田 敏明（ルーテル学院大学教授）
石井 布紀子（（有）コラボねっと取締役・兵庫県社協福祉学習推進委員会委員長）
坂口 和隆（シャプラニール＝市民による海外協力の会事務局長・
西東京市社協ボランティア・市民活動センター運営委員長）
渋谷 篤男（全国社会福祉協議会地域福祉部長）
田尻 佳史（日本 NPO センター事務局長）
茶野 順子（笹川平和財団主任研究委員）
豊永 真誠（福井県小浜市社会福祉協議会事務局長）
永田 祐（愛知淑徳大学講師）
村上 徹也（日本青年奉仕協会 調査研究員）
山口 郁子（中央労働金庫 営業推進部次長）
渡辺 一城（天理大学講師）

検討の経緯

1. 企画推進委員会および同委員会専門部会の設置
平成17年11月設置（本会会長の常設の諮問機関）
平成18年1月諮問（共同募金運動創設60年を契機とした改革提言の検討）
2. 検討の経緯
平成18年1月：第1回本委員会・同専門部会合同会
2月：都道府県共募常務理事・事務局長会議にて設置経緯報告・協議
1月～4月：同専門部会において改革提言検討事項の整理作業（4回開催）
5月16日：第2回本委員会・第5回同専門部会合同会（別添「素案」の検討）
5月30日：中央共同募金会理事会・評議員会（「素案」の報告）

平成17年11月30日
社会福祉法人中央共同募金会

中央共同募金会「企画・推進委員会」設置趣旨

共同募金運動は、戦後まもない昭和22年に運動を開始し、以降、本年度で59回目の運動を迎えた。この間、累計の募金額は7000億円を超え、本運動は助け合いのシンボルとして我が国に定着し、赤い羽根は募金の代名詞として国民の間に深く浸透してきた。

戦後の混乱期であった創設当初は、まだ公的施策の整っていないなかった福祉施設復旧に重点を置いた支援を行い、復興後は社会福祉協議会の組織化に伴い地域全体の福祉を高める活動への支援を増やし、高度成長期にあつては在宅の高齢者や障害者に対する支援へと、共同募金の使いみちの重点は時代や社会のニーズに合わせて変化してきているところである。

平成12年の社会福祉法施行により、今日の共同募金は「地域福祉の推進」を目的に掲げ、引き続き民間福祉活動の資金源として大きな役割を果たすことが求められている。

こうしたなか、中央共同募金会では平成7年に「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」を設置し、翌年には同委員会から「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」と題する答申を受けた。また、平成12年の法改正に伴い、運動との整合性を図るため平成13年に「21世紀における共同募金運動の指針(その1)」を作成し、これに基づき各都道府県共同募金会では、それぞれの課題に応じた重点的な取組みを進めているところである。

しかしながら、右肩上がりだった募金実績額は平成7年度をピークに減少に転じ、またその用途についても「どこにどのように使われているのかわかりにくい」などの指摘がなされるなど、運動に係る様々な課題も浮き彫りになってきている。

他方、国民のなかには、ボランティア活動への関心の深さや、災害の被災者への救援活動のための募金の高まりなど何らかの面で社会に貢献したいという気持ちは依然として強いことがうかがえる。その一方で町内会費からの募金など募金方法への批判も根強い。

今日、わが国は少子高齢化により人口減少社会を迎えた。また、地方への分権化が進行し、本格的な地域福祉の展開と充実が急務とされている。また、その担い手としても、これまで社会福祉法人の果たしてきた役割に加えて、新たにNPOの果たす役割への期待も高まっている。このような状況のなかで共同募金の果たす役割は何か。

さらに、市町村合併等地方制度改革のなかで、共同募金の基盤をなす都道府県、市町村における組織体制のあり方とその役割分担はどうあるべきか、さらにはその体制の充実、強化方策はどうか。

以上のような課題を抱えつつも、今後も共同募金がわが国における民間社会福祉の財源の主要な担い手としての責務と役割を果たしていく必要がある。

中央共同募金会としては、この際、本運動の根本的なあり方について振り返りつつ、今後果たすべき役割や機能について検討していくため、本会会長の常設の諮問機関として「企画・推進委員会」を設置することとしたい。

諮 問 書

中央共同募金会企画・推進委員会

共同募金事業は、昭和22年に創始以来、本年度で60回を迎える。

その間、わが国の社会経済情勢の進展に伴って、社会福祉に対する市民のニーズは、多様化し、とくに少子高齢化により人口減少社会の到来、さらには、地方への分権化が進行し、本格的な地域福祉の展開と充実が急務とされている。また、その担い手としても、これまで社会福祉法人の果たしてきた役割に加えて、新たにNPOの果たす役割への期待も高まっている。

本事業が、今後もわが国における民間社会福祉の財源の主要な担い手としての責務と役割を十分に果たすためには、そのあり方をどのように改善すべきかについて、委員会の意見を承りたい。

平成18年1月6日

社会福祉法人中央共同募金会
会 長 長 尾 立 子

中央共同募金会「企画・推進委員会」

委員名簿

いずれも、五十音順・敬称略で掲載

1. 企画・推進委員会委員

赤 座 登（中央共同募金会広報委員会小委員長）
雨 宮 孝 子（明治学院大学大学院教授、公益法人協会専門委員）
猪 熊 律 子（読売新聞社会保障部次長）
上 田 正 之（広島県庄原市社会福祉協議会総合センター長）

[委員長] 大 橋 謙 策（日本社会事業大学学長）

田 尻 佳 史（日本NPOセンター事務局長）

[副委員長] 栃本一三郎（上智大学教授）

長 沢 恵 美 子（日本経済団体連合会社会第二本部企業・
社会グループ副長）《平成19年5月8日～》

中 山 剛（北海道共同募金会常務理事）

花 井 圭 子（日本労働組合総連合会総合政策局
生活福祉局次長）

堀 内 生 太 郎（前 助成財団センター専務理事）

松 尾 武 昌（全国社会福祉協議会常務理事）

吉 実 正 博（広島県共同募金会常務理事）

[副委員長] 和 田 敏 明（ルーテル学院大学教授）

（田 中 秀 明 前・日本経済団体連合会社会本部本部長）

《～平成19年5月7日》

2. 企画・推進委員会専門部会委員

石井布紀子（（有）コラボねっと取締役・
兵庫県社協福祉学習推進委員会委員長）

坂 口 和 隆（シャッフル=市民による海外協力の会事務局長・
西東京市社協ボランティア・市民活動センター運営委員長）

渋谷 篤 男（全国社会福祉協議会地域福祉部長）

田 尻 佳 史（日本NPOセンター事務局長）

茶野 順子（笹川平和財団総務部長代行）

[副委員長] 栃本一三郎（上智大学教授）

豊永 真誠（福井県小浜市社会福祉協議会事務局長）

永田 祐（愛知淑徳大学講師）

村上 徹也（日本青年奉仕協会 調査研究員）

山口 郁子（中央労働金庫総合企画部CSR企画 次長）

[副委員長] 和田 敏明（ルーテル学院大学教授）

渡辺 一城（天理大学講師）

3．企画・推進委員会答申起草委員会委員

坂口 和隆（シャプ・エール=市民による海外協力の会事務局長・
西東京市社協ホランティア・市民活動センター運営委員長）

渋谷 篤男（全国社会福祉協議会地域福祉部長）

田尻 佳史（日本NPOセンター事務局長）

[副委員長] 栃本一三郎（上智大学教授）

[副委員長] 和田 敏明（ルーテル学院大学教授）

中央共同募金会「企画・推進委員会」協議の経緯

企画・推進委員会

平成 17 年 11 月 28 日	企画・推進委員会開催準備委員会
平成 17 年 11 月 30 日	企画・推進委員会及び専門部会設置
平成 18 年 1 月 6 日	第 1 回本委員会及び第 1 回専門部会合同会
平成 18 年 2 月 14 日	第 2 回専門部会
平成 18 年 3 月 15 日	第 3 回専門部会
平成 18 年 4 月 13 日	第 4 回専門部会
平成 18 年 5 月 11 日	第一次提言起草会議
平成 18 年 5 月 16 日	第 2 回本委員会及び第 5 回専門部会合同会
平成 18 年 5 月 30 日	企画・推進委員会からの中間報告「中央共同募金会 企画・推進委員会《改革の方向性（素案）》」提案
平成 18 年 6 月 6 日	第 6 回専門部会
平成 18 年 7 月 18 日	第 7 回専門部会
平成 18 年 9 月 5 日	第 8 回専門部会
平成 18 年 10 月 11 日	第 9 回専門部会
平成 18 年 11 月 9 日	第 10 回専門部会
平成 19 年 1 月 5 日	第 11 回専門部会
平成 19 年 2 月 1 日	第 12 回専門部会
平成 19 年 3 月 14 日	改革答申の構成等に関する打合せ会
平成 19 年 3 月 29 日	第 13 回専門部会
平成 19 年 4 月 17 日	第 14 回専門部会
平成 19 年 5 月 7 日	答申起草委員会
平成 19 年 5 月 16 日	第 3 回本委員会及び第 15 回専門部会合同会
平成 19 年 5 月 16 日	答申

参考：共同募金改革プロジェクト会議

企画・推進委員会及び同委員会専門部会における協議をふまえて、運動推進の当事者としての立場から各種具体的方策を検討、実施するため、都道府県共同募金会により構成される「共同募金改革プロジェクト会議」を中央共同募金会に設置・開催している。

平成 18 年 9 月 1 日	共同募金改革プロジェクト会議設置
平成 18 年 10 月 11 日	第 1 回プロジェクト会議（～10 月 12 日）
平成 18 年 11 月 8 日	第 2 回プロジェクト会議（～11 月 9 日）
平成 18 年 12 月 7 日	第 3 回プロジェクト会議（～12 月 8 日）
平成 19 年 1 月 12 日	第 4 回プロジェクト会議
平成 19 年 3 月 19 日	第 5 回プロジェクト会議（～3 月 20 日）

平成19年5月16日

社会福祉法人 中央共同募金会

会 長 長 尾 立 子 様

企画・推進委員会

委 員 長 大 橋 謙 策

平成18年1月6日付をもって諮問のあった共同募金改革のあり方について別紙のとおり答申する。

地域をつくる市民を応援する共同募金への転換

中央共同募金会企画・推進委員会答申

平成19年7月5日発行

社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755

URL : <http://www.akaihane.or.jp>

Email : info@c.akaihane.or.jp